

マイナンバー

社会保障・税番号制度

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（通称：マイナンバー法案）



内閣官房社会保障改革担当室

目次

I	番号制度導入への道程	・・・	1
II	マイナンバー法案の概要	・・・	9
III	番号について	・・・	17
IV	個人情報保護について	・・・	21
V	システムについて	・・・	25
VI	地方公共団体における活用策	・・・	31
VII	地方公共団体の対応事例	・・・	43
VIII	番号制度に関する情報	・・・	48

1. マイナンバー法案国会提出までの経緯

2009年12月、「平成22年度税制改正大綱」で、番号制度の導入について言及。

2010年2月、「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」を設置（2010年6月までに全6回開催）。

2010年6月、社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会で、「中間とりまとめ」を公表。

2010年10月、「政府・与党社会保障改革検討本部」を設置（2011年6月までに全6回開催）。

2010年11月、政府・与党社会保障改革検討本部の下に「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」を設置（以降14回開催）。

2010年12月、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、「中間整理」を公表。
「社会保障改革の推進について」を閣議決定。

2011年1月、政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」、
「番号制度創設推進本部」設置を決定。

2011年4月、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、「社会保障・税番号要綱」を決定。

2011年6月、政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税番号大綱」を決定。

2011年12月、政府・与党社会保障改革検討本部を「政府・与党社会保障改革本部」に改称（以降2回開催）。
社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、マイナンバー法案の概要を決定。

2012年1月6日、政府・与党社会保障改革本部で、「社会保障・税一体改革素案」を決定、閣議報告（2012年2月17日、「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定）。

2012年2月14日、マイナンバー法案及び関係法律の整備等法案を閣議決定、国会提出。

2. 社会保障・税に関わる番号制度に関する検討体制

【2010.2.5設置、2011.10.21廃止】

社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会

(会長) 菅内閣総理大臣 (当時)
 (副会長) 内閣官房長官、国家戦略担当大臣、
 内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)、
 総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
 公務員制度改革担当大臣
 (事務局長) 国家戦略室長
 (委員) 内閣官房副長官、内閣府副大臣、
 総務副大臣、財務副大臣、
 厚生労働副大臣

【参考：2010.10.28設置】

政府・与党社会保障改革検討本部

(本部長) 内閣総理大臣
 (本部長代理) 内閣官房長官、
 社会保障・税一体改革担当大臣
 (政府側構成員) 総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
 経済産業大臣、内閣府特命担当大臣、
 国家戦略担当大臣、内閣官房副長官、
 内閣総理大臣補佐官、内閣官房参与 (事務局長)
 (与党側構成員) 民主党代表代行、民主党幹事長、
 民主政策調査会長、民主党参議院議員会長、
 民主党参議院幹事長、民主党幹事長代理、
 民主党筆頭副幹事長、民主政策調査会長代理、
 民主党社会保障と税の抜本改革調査会会長代理、
 民主党社会保障と税の抜本改革調査会副会長、
 民主党社会保障と税の抜本改革調査会事務局長、
 国民新党幹事長、国民新党政務調査会長、
 新党日本代表

【2011.12.5設置】

政府・与党社会保障改革検討本部から改名

政府・与党社会保障改革本部

(本部長) 内閣総理大臣
 (本部長代理) 内閣官房長官、社会保障・税一体改革担当大臣
 (政府側構成員) 総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
 経済産業大臣、内閣府特命担当大臣、
 国家戦略担当大臣、内閣官房副長官、
 内閣官房参与 (事務局長)
 (与党側構成員) 民主党幹事長、参議院議員会長、
 民主党幹事長代行、民主政策調査会長、
 民主政策調査会長代理、民主党国会対策委員長、
 民主党参議院幹事長、民主党幹事長代理、
 民主政策調査会長代理、民主党社会保障と税の一体改革調査会事務局長、
 民主党税制調査会長、民主党税制調査会事務局長、
 国民新党幹事長、国民新党政務調査会長

【2011.1.31設置】

番号制度創設推進本部

(本部長) 内閣総理大臣
 (構成員) 政府・与党社会保障改革本部の構成員と同じ

【2010.11.5設置】

社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会

(座長) 社会保障・税番号制度を担当する国務大臣
 (座長代理) 内閣官房副長官
 (委員) 内閣府副大臣、総務副大臣、法務副大臣、
 財務副大臣、厚生労働副大臣、
 経済産業副大臣、内閣府大臣政務官、
 内閣官房参与

個人情報保護WG

情報連携基盤技術WG

情報保護評価サブWG

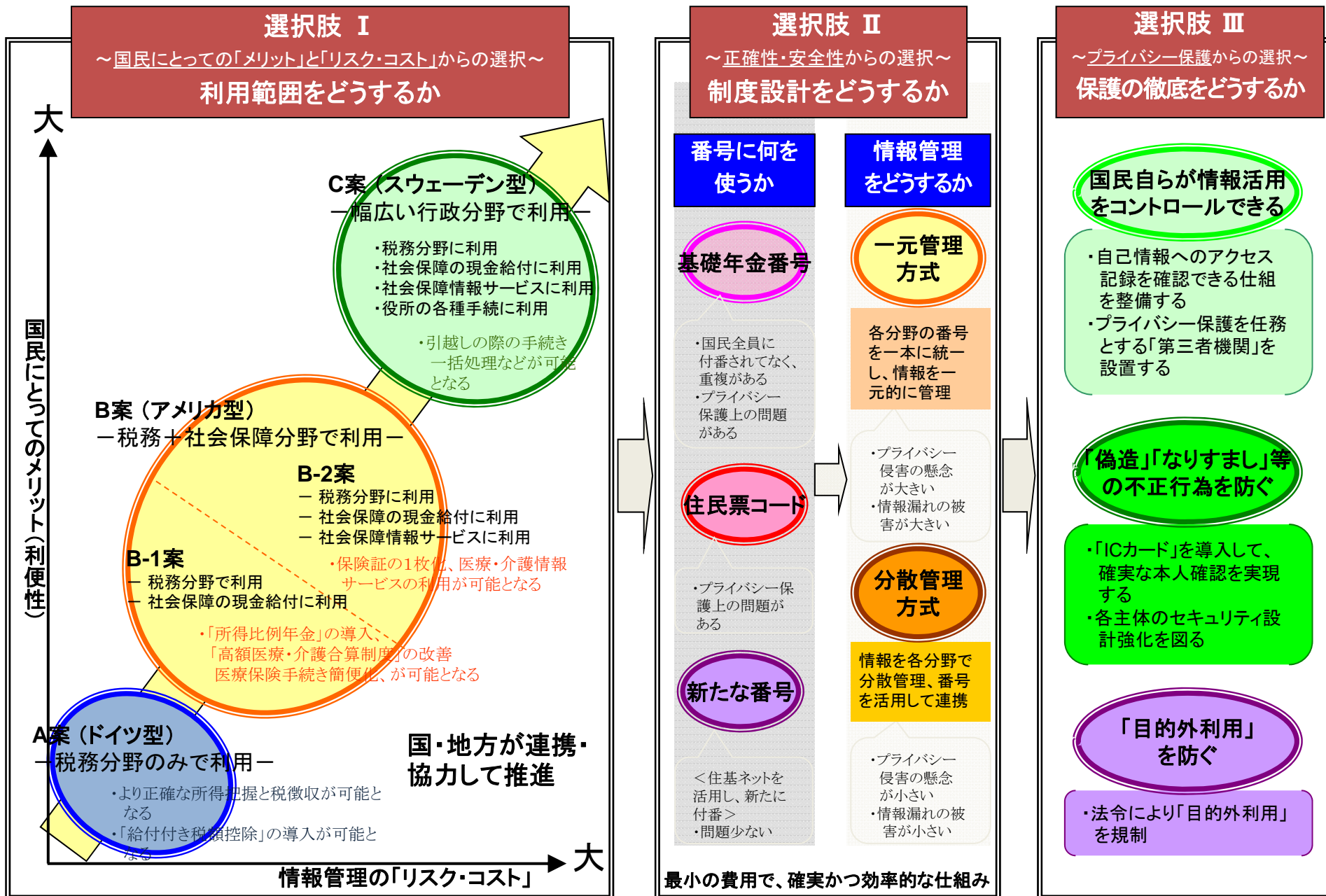
社会保障分野サブWG

情報連携基盤技術ユーザーサブWG

3. 社会保障・税に関わる番号制度～3つの視点からの「選択肢」～

＜ 国民の権利を守るための番号に向けて ＞

〔 社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会
中間取りまとめ（2010年6月29日） 〕



導入の趣旨

背景

- 少子高齢化(高齢者の増加と労働力人口の減少)
- 格差拡大への不安
- 情報通信技術の進歩
- 制度・運営の効率性、透明性の向上への要請
- 負担や給付の公平性確保への要請

現在

課題

- 所得の把握や制度をまたがった事務を行う場合などにおいて、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという事実の確認を行うための基盤がないため、
- 税務署に提出される法定調書のうち、名寄せが困難なものについては活用に限界
 - より正確な所得・資産の把握に基づく柔軟できめ細やかな社会保障制度・税額控除制度の導入が難しい
 - 長期間にわたって個人を特定する必要がある制度の適正な運営が難しい(年金記録の管理等)
 - 医療保険などにおいて関係機関同士の連携が非効率
 - 養子縁組による氏名変更を濫用された場合に個人の特定が難しい等

番号導入

理念

- より公平・公正な社会の実現
- 社会保障がきめ細やか且つ的確に行われる社会の実現
- 行政に過誤や無駄のない社会の実現
- 国民にとって利便性の高い社会の実現
- 国民の権利を守り、自己情報をコントロールできる社会の実現

将来

効果

- 番号を用いて所得等の情報の把握とその社会保障や税への活用を効率的に実施
- 真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実
- 負担・分担の公正性、各種行政事務の効率化が実現
- IT化を通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを国・地方で連携協力しながら整備し、国民生活を支える社会的基盤を構築
- ITを活用した国民の利便性の更なる向上も期待

主な論点

選択肢Ⅰ

1. 利用範囲
 - A案…税務分野のみ
 - B-1案…税務分野+社会保障分野(現金給付のみ)
 - B-2案…税務分野+社会保障分野(現金給付+現物サービス)
 - C案…幅広い行政分野で利用

選択肢Ⅱ

2. 「番号」に何をを使うか
 - ①基礎年金番号、②住民票コード、③住基ネットを活用した新たな番号
3. 管理方式
 - データベース: ①一元管理方式 ②分散管理方式
 - 番号: ①一元管理方式 ②分散管理方式

4. 付番機関
 - ①歳入庁、②内閣府、③総務省、④国税庁、⑤厚生労働省等

選択肢Ⅲ

5. 個人情報保護の徹底
 - ①自己情報へのアクセス記録の確認、
 - ②第三者機関の設置、
 - ③「偽造」「なりすまし」防止、
 - ④目的外利用の防止、
 - ⑤プライバシーに対する影響評価の実施等

6. 地方公共団体等との連携
 - 地方公共団体、日本年金機構、医療保険者等の機関の実情を踏まえた連携

7. 制度導入に係る費用、期間
 - 費用: 制度設計の仕方によって異なる
 - 準備期間: 少なくとも3~4年の準備期間が必要

目指す方向性

「幅広い行政分野」(C案)での利用を視野に入れつつ、まずは「税+社会保障分野」(B案)から開始

住基ネットを活用した新たな番号

“データベース”については、分散管理方式とすることを前提に検討

“番号”については、プライバシー保護、コスト等に鑑み、一元管理又は分散管理とすべき具体的分野について今後検討

「歳入庁の創設」の検討を進めるとともに、「まずはどの既存省庁の下に設置すべきか」について検討

最低限、「自己情報へのアクセス記録の確認」、「第三者機関の設置」、「目的外利用防止に係る具体的法原則明示」、「関係法令の罰則強化」を実施する方向で検討

5. 番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・防災の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

6. 番号制度の仕組み

- ◎個人に
- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
 - ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
 - ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
 - ④**最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「個人番号」(マイナンバー)**を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

- ◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**
- 連携される個人情報種別やその利用事務をマイナンバー法で明確化
 - 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け
(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

- ◎**個人が自分が自分であることを証明するための仕組み**
- ◎**個人が自分のマイナンバーの真正性を証明するための仕組み。**
- 現行の住民基本台帳カードを改良し、ICカードの券面とICチップにマイナンバーと基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
 - 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

7. 番号利用の可能性

「社会保障・税番号大綱」(2011年6月30日、
政府・与党社会保障改革検討本部決定)より

よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- 医療・介護・保育・障害に関する自己負担の合計額に上限を設定する「総合合算制度」の導入
- 高額医療・高額介護合算制度の改善（自己負担の上限に達した場合、立て替え払いすることなく以後の医療・介護サービスを受給可能）
- 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止
 - ・健康保険法に基づく給付金支給に当たっての他制度の給付状況の確認
 - ・生活保護法に基づく各種扶助支給に当たっての他制度給付状況の確認 など

所得把握の精度の向上等の実現

- 国税・地方税の賦課徴収に関する事務にマイナンバーを活用することにより、効率的な名寄せ・突合が可能となり、より正確な所得把握に資する

災害時の活用に関するもの

- 災害時要援護者リストの作成及び更新
- 災害時の本人確認
- 医療情報の活用
- 生活再建への効果的な支援

自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの

- 自宅のパソコン等から、自分の情報や利用するサービスに関する以下のような情報を閲覧可能
 - ・各種社会保険料（年金・医療保険、介護保険など）
 - ・サービスを受けた際に支払った費用（医療保険・介護保険等の費用、保育料等）
 - ・福祉サービスを受給している者に対する制度改正等のお知らせ
 - ・確定申告等を行う際に参考となる情報

事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの

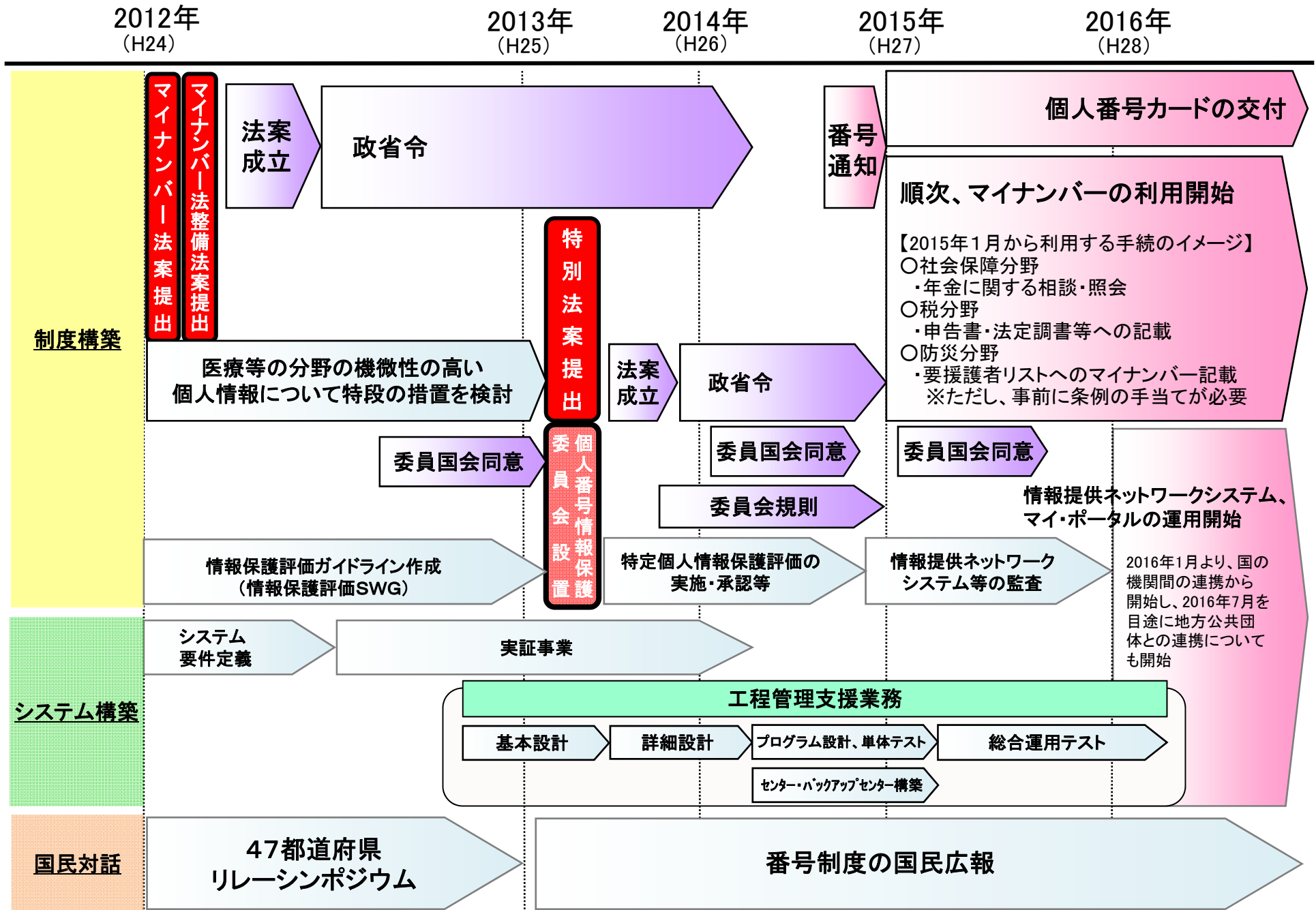
- 添付書類の削減（納税証明書、住民票など）
- 医療機関における保険資格の確認
- 法定調書の提出にかかる事業者負担の軽減

医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの

- 転居した場合であっても、継続的に健診情報・予防接種履歴が確認できる
- 乳幼児健診履歴等の継続的把握により、児童虐待等の早期発見が可能になる
- 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる
- 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易になる
- 介護保険の被保険者が市町村を異動した場合、異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる
- 各種行政手続における診断書の添付が不要
- 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元化

※これらすべてがマイナンバー法案によって可能となるものではなく、中長期的に想定されるものを含む。

8. 社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ



9. マイナンバー法案 ～第1章 総則～

目的(第1条)

- 個人番号及び法人番号を活用した効率的な情報の管理、利用及び迅速な情報の授受
- 手続の簡素化による国民の負担の軽減
- 現行個人情報保護法制の特例を定め、個人番号その他の特定個人情報(個人番号を含む個人情報。以下同じ。)の適正な取り扱いの確保

個人番号及び法人番号の利用の基本(第3条)

- 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、行政運営の効率化及び国民の利便性の向上に資すること。
- 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる仕組みを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
- 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること。
- 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないように、その管理の適正を確保すること。

10. マイナンバー法案 ～第2章 個人番号～

指定・通知、番号の生成(第4条、第5条)

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、書面により通知
- 市町村長は、個人番号の生成に係る処理を地方公共団体情報システム機構に要求
- 個人番号の漏えい等、一定の要件に該当した場合のみ、個人番号は変更可能
- これらの市町村の事務は、法定受託事務とする。

再委託、個人番号利用事務実施者等の責務(第7条～第10条)

- 個人番号を利用する事務等の全部又は一部の委託を受けた者は、当該事務の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託が可能
- 個人番号を利用する事務等を行うものは、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 同一内容の情報が記載された書面の提出を複数の番号関係事務において重ねて求めることがないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用に努める。

提供の要求、本人確認の措置、提供の求めの制限(第11条～第13条)

- 個人番号を利用する事務等を行う者は、当該事務を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号を利用する事務等を行う者に対し個人番号の提供、機構に対し個人番号、基本4情報の提供を求めることができる。
- 本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を義務付け
- 法定された場合を除き、個人番号の提供を求めることを禁止

11. マイナンバー法案 ～別表第一(第6条関係)～

利用範囲(別表第一)

●年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- ・国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- ・国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- ・確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- ・独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等

●雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- ・雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- ・労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等

●医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- ・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- ・母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- ・障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- ・特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- ・生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- ・介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- ・健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- ・独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- ・公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等

●国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

●被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

●社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体の条例で定める事務等に利用。

12. マイナンバー法案 ～第3章 特定個人情報の保護等～

特定個人情報ファイルの作成の制限、特定個人情報保護評価等(第14条～第18条)

- 個人番号情報保護委員会は、特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針を作成・公表
- 行政機関の長等は、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価(以下、「特定個人情報保護評価」という。)を実施
- マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止
- 情報提供ネットワークシステムを使用して行う場合を除き、特定個人情報の提供を禁止

再委託、個人番号利用事務実施者等の責務(第7条～第10条)

- 情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求められた場合、当該特定個人情報の提供義務あり
- 情報提供の記録は情報提供ネットワークシステムに保存
- 情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者には秘密保持義務あり

個人情報保護法等の特例(第24条～第30条)

- 情報提供ネットワークシステム上の情報提供の記録について、マイ・ポータル又はその他の方法により開示
- 任意代理による特定個人情報の開示請求等が可能
- 本人同意があっても特定個人情報の第三者への目的外提供は原則禁止
- 地方公共団体等は、特定個人情報の適正な取扱いの確認のための必要な措置を講ずる。

13. マイナンバー法案 ～第4章 個人番号情報保護委員会～

設置、所掌事務(第31条～第34条)

- 内閣府設置法第49条第3項の規定に基づく、いわゆる三条委員会として設置
- 所掌事務
 - ・ 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督
 - ・ 特定個人情報保護評価に関すること など

個人番号及び法人番号の利用の基本(第3条)

- 組織・任期等
 - ・ 委員長及び6人の委員をもって組織。任期は5年。(委員のうち3人は、非常勤)
 - ・ 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命
 - ・ 委員は、個人情報の保護に関する学識経験者、情報処理技術に関する学識経験者、社会保障制度や税制に関する学識経験者、民間企業の実務経験を有する者、地方公共団体の全国的連合組織の推薦する者等で構成
 - ・ 委員長、委員、職員等の守秘義務、給与、政治運動等の禁止等を規定
- 業務
 - ・ 委員会は指導、助言、勧告、命令、報告及び立入検査の実施権限、委員会規則の制定権あり
 - ・ 委員会は内閣総理大臣に対し、特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べるができる
 - ・ 委員会は毎年国会に処理状況を報告し、公表

14. マイナンバー法案 ～第5章 法人番号～

法人番号(第52条～第55条)

- 国税庁長官は法人番号を指定、通知。法人等の名称、所在地等と併せて法人番号を公表。ただし、人格のない社団等の所在地等の公表は予め同意のあるものに限る。
- 国税庁長官は法人番号の指定を行うために、法務大臣に商業登記法による会社法人等番号その他の登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。
- 行政機関の長等は、特定法人情報の授受の際、法人番号を通知して行う。
- 法人番号については、利用範囲の制限等がなく、民間でも自由に利用できる。

15. マイナンバー法案 ～第6章 個人番号カード～

個人番号カード(第56条)

- 市町村長は、申請により、個人番号カード(氏名、住所、生年月日、個人番号、顔写真等を記載)を交付しなければならない。
- カード記載事項に変更があったときは、その変更があった日から14日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。
- 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。
- 上記の市町村の事務は、法定受託事務とする。
- 市町村の機関は、条例で定めるところにより、個人番号カードを利用することができる。

16. マイナンバー法案 ～第8章 罰則～

個人番号を利用する者に関する罰則(第62条～第64条、第66条)

- 正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供(個人番号利用事務等に従事する者等)
⇒ 4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科
- 不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用(個人番号利用事務等に従事する者等)
⇒ 3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科
- 情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用(情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者)
⇒ 3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科
- 特定個人情報記録された文書等を収集(国の機関等の職員)
⇒ 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

個人番号等を不正に取得する行為等に対する罰則(第65条、第70条)

- 人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得
⇒ 3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
- 偽りその他の不正の手段により個人番号カードの交付を受ける行為
⇒ 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

個人番号情報保護委員会に関する罰則(第67条～第69条)

- 職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用(委員会の委員など)
⇒ 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 委員会の命令に違反(委員会から命令を受けた者)
⇒ 2年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等(委員会による検査の対象者)
⇒ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※上記については、必要に応じて国外犯処罰規定、両罰規定を設けている。

17. 付番

個人に付する「個人番号」（マイナンバー）

付番

- 対象者：住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人
- 市町村長は出生等により新たに住民票に住民票コードを記載した場合は、マイナンバーを指定し、書面により個人に通知
- 所管は総務省

変更

- マイナンバーは一定の要件に該当した場合のみ変更可能

番号生成機関

- 市町村長は、生成に係る処理を地方公共団体情報システム機構に要求
- 地方公共団体情報システム機構は、住民票コードと一対一で対応するマイナンバーとすべき番号を生成し、市町村長に通知

法人等に付する「法人番号」

付番

- 法務省が有する会社法人等番号を基礎として付番
- 所管は国税庁
- 法人番号の付番対象
 - 国の機関及び地方公共団体
 - 登記所の登記簿に記録された法人等
 - 法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人
 - 国税・地方税の申告・納税義務、源泉徴収義務、特別徴収義務、法定調書の提出義務を有する、又は法定調書の提出対象となる取引を行う法人

変更・通知、検索及び閲覧

- 法人番号は変更不可
- 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知
- 法人番号は官民を問わず様々な用途で利活用
 - ※法人等の基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、会社法人等番号）の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ

18. マイポータル

特定個人情報のやり取りに関する情報提供記録をインターネット上で確認できる「**マイ・ポータル**」を設置（2016年1月以降運用開始）。



マイ・ポータル (イメージ)

情報提供記録表示

自己情報表示

ワンストップサービス

プッシュ型サービス

自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能

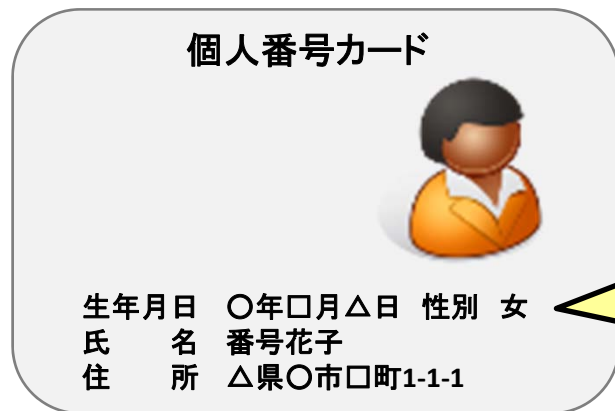
行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能

行政機関などへの手続を一度で済ませる機能

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

19. 本人確認

番号制度における本人確認の仕組みとして、市町村長は住民基本台帳カードを改良した**個人番号カード**を交付。

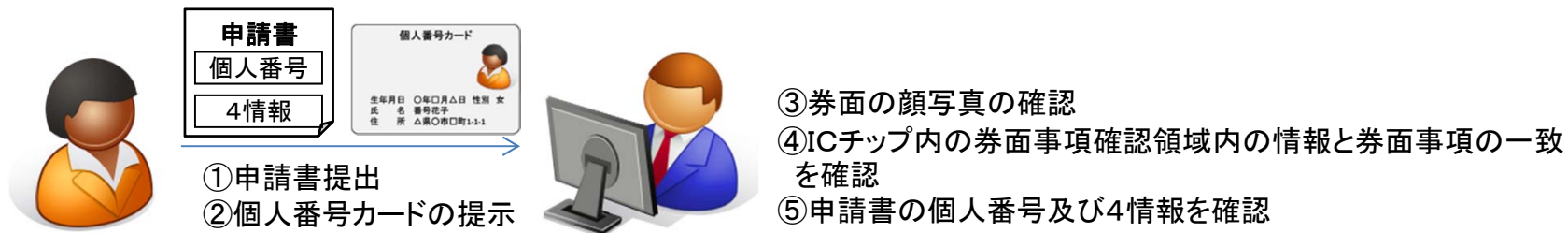


個人番号カードの券面及びチップに記載される情報は本人の「マイナンバー」、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「顔写真」など。

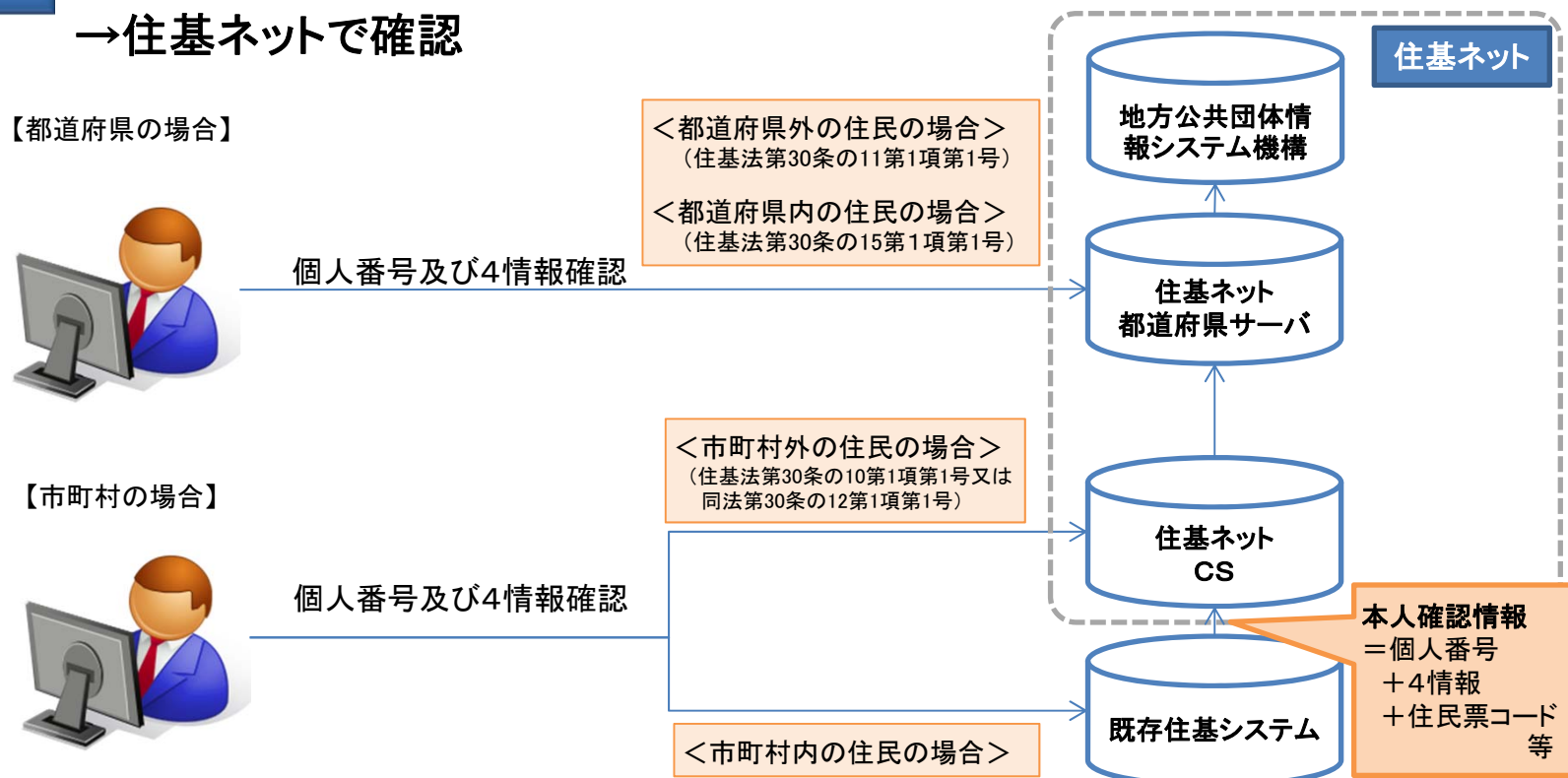
- ① マイ・ポータルにログインするため、公的個人認証に認証用途を追加
- ② 公的個人認証サービスを民間事業者等に開放
- ③ マイナンバー告知の際、マイナンバーの真正性を確保するため、個人番号カードの券面にマイナンバーを記載し、ICチップにも記録
- ④ 市町村長は、条例で定めるところにより個人番号カードを利用可能
- ⑤ 個人番号カードの所管は総務省

20. 個人番号の確認方法

方法1 申請者の個人番号カードを確認できる場合



方法2 申請者の個人番号カードを確認できない場合(申請後の確認を要する場合等) →住基ネットで確認



21. 番号制度における安心・安全の確保

安心できる番号制度の構築

マイナンバーの保護等の必要性

- 成りすましを防止する観点から、マイナンバーのみでの本人確認を禁止

個人情報の保護の必要性

- 情報の種類や情報の流通量が増加、情報の漏えい・濫用の危険性が増大
- 従来からの番号制度への以下の懸念を払拭する必要性
 - ・ 国家管理の懸念
 - ・ 意図しない個人情報の名寄せ・突合・追跡の懸念
 - ・ 財産その他の被害への懸念

最高裁判例への対応の必要性

- 住民基本台帳ネットワークシステム最高裁合憲判決（最判平成20年3月6日）を踏まえた制度設計

制度上の保護措置

- マイナンバー法の規定によるものを除き、個人番号の利用、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の収集・保管、提供、特定個人情報ファイル（マイナンバーを含む個人情報ファイル）の作成を禁止
 - 特定個人情報へのアクセス記録を個人自らマイ・ポータルで確認
 - 第三者機関（個人番号情報保護委員会）による監視・監督
 - システム上、情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施
 - 罰則の強化
- 等

システム上の安全措置

- 個人情報の分散管理
 - マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携
 - アクセス制御によりアクセスできる人を制限・管理
 - 個人情報及び通信の暗号化を実施
 - 公的個人認証の活用
- 等

22. 第三者機関(個人番号情報保護委員会)

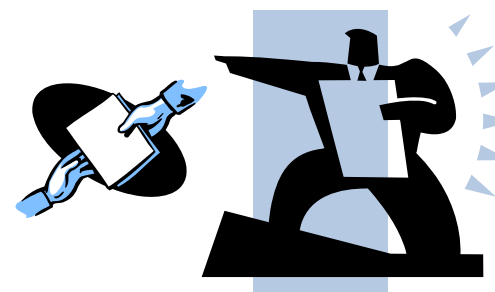
個人番号情報保護委員会

- 内閣総理大臣の下に、番号制度における個人情報の保護等を目的とする個人番号情報保護委員会を設置。

(内閣府設置法第49条第3項の規定に基づく、いわゆる三条委員会)

- 委員会の主な業務・権限

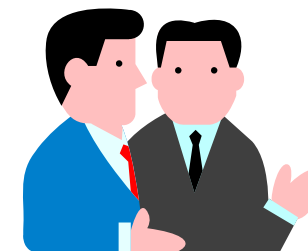
- 特定個人情報の取扱いの監視・監督
- 内閣総理大臣に対する意見具申
- 特定個人情報の取扱いに関する苦情の処理
- 特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針の作成・公表
- 情報提供ネットワークシステム及びその他の機関と接続する部分の監査
- 特定個人情報保護評価のための助言、評価書の承認
- 所掌事務に係る国際協力
- 特定個人情報の保護についての広報及び啓発



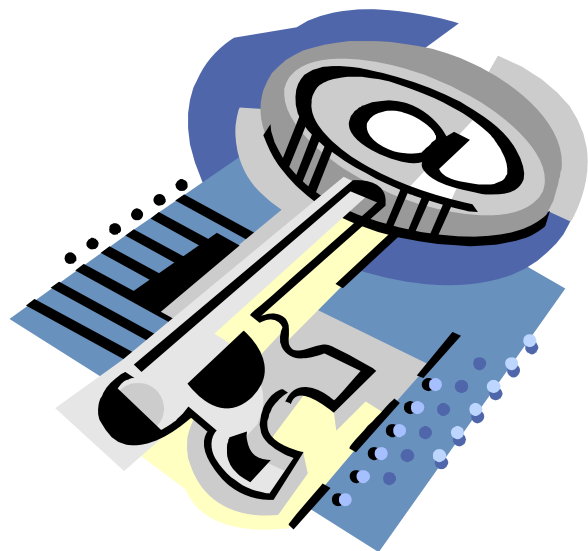
- 委員長及び委員は独立して職権を行使

- 委員長及び委員は、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て任命

- 委員長及び6名の委員にて構成し、任期は5年



23. 特定個人情報保護評価



特定個人情報保護評価とは

- 特定個人情報ファイルの保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を**事前に評価**し、その**保護のための措置を講じる**仕組み
- 米・カナダ・豪・英等の諸国で行われているプライバシー影響評価（PIA）に相当

実施主体

行政機関等：特定個人情報保護評価の実施を義務付け

実施方法

（基本的な流れ）

- ①行政機関等が、自ら**特定個人情報保護評価を実施し、広く国民の意見を求めたうえで評価書を作成**する。
- ②評価書について、**個人番号情報保護委員会による承認**を受ける。
- ③**評価書を公表**する。

○詳細はガイドラインで示す予定だが、特定個人情報の収集目的や収集方法、利用方法、管理方法等を検討し、当該システムがプライバシーに配慮した設計となっているか確認することが考えられる。

実施時期

○特定個人情報保護評価の結果に基づき、システム設計を変更できるようにするため、システム開発前に実施する。



24. 個人情報保護条例の改正に当たっての留意点

○マイナンバー法上の地方公共団体が保有する個人情報の定義は、**個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項の個人情報の定義と同一**である。

(参考)個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

第二条

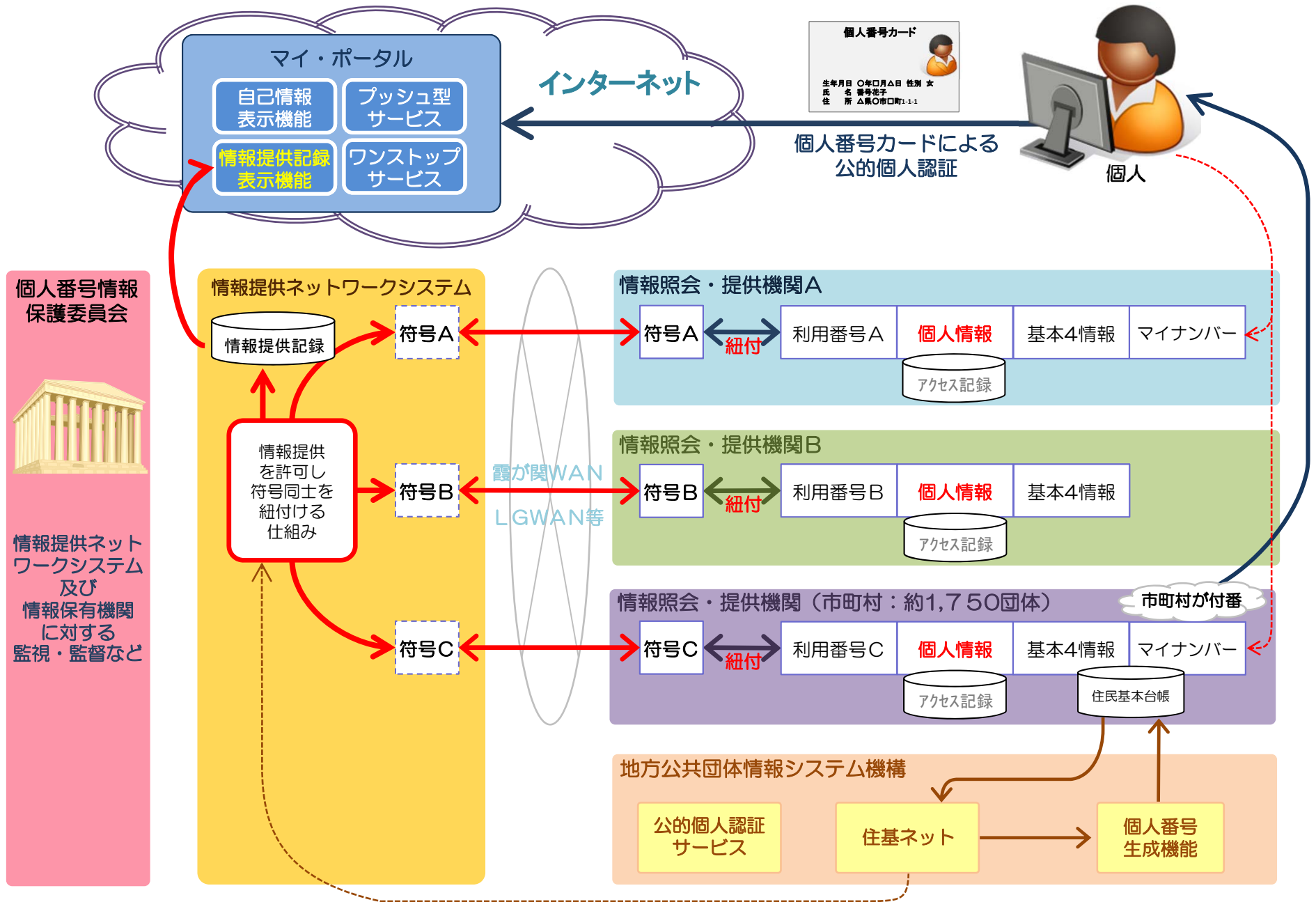
この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

○地方公共団体が取り扱う特定個人情報の保護については、**マイナンバー法の規定が適用**される。

○マイナンバー法において、行政機関の保有する個人情報の保護等に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「一般法」という。）等の規定が読み替えて適用されている部分等については、例えば以下のような点を**地方公共団体の個人情報保護条例で措置する必要**がある。

- ① 特定個人情報については、目的外利用を認めるときを、「**人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき**」に限定（一般法では、「本人の同意がある場合」、「行政機関が必要な限度で内部利用又は他の行政機関等に外部提供する場合」、「専ら統計・学術研究の目的の場合、明らかに本人の利益になる場合」、「その他特別の理由がある場合」に目的外利用が可能）
- ② 特定個人情報の開示・訂正・利用停止の請求において、**本人に代わって請求できる者を任意代理人まで拡大**（一般法では法定代理人に限定）
- ③ 特定個人情報の**アクセスログ（情報提供等の記録）の開示・訂正を実施するために必要な措置**（利用停止のための手続はない）
- ④ **法令に基づく適正なデータマッチングであるにもかかわらず、それを困難にするおそれのある規定の見直し**（例：オンライン結合の禁止又は制限）

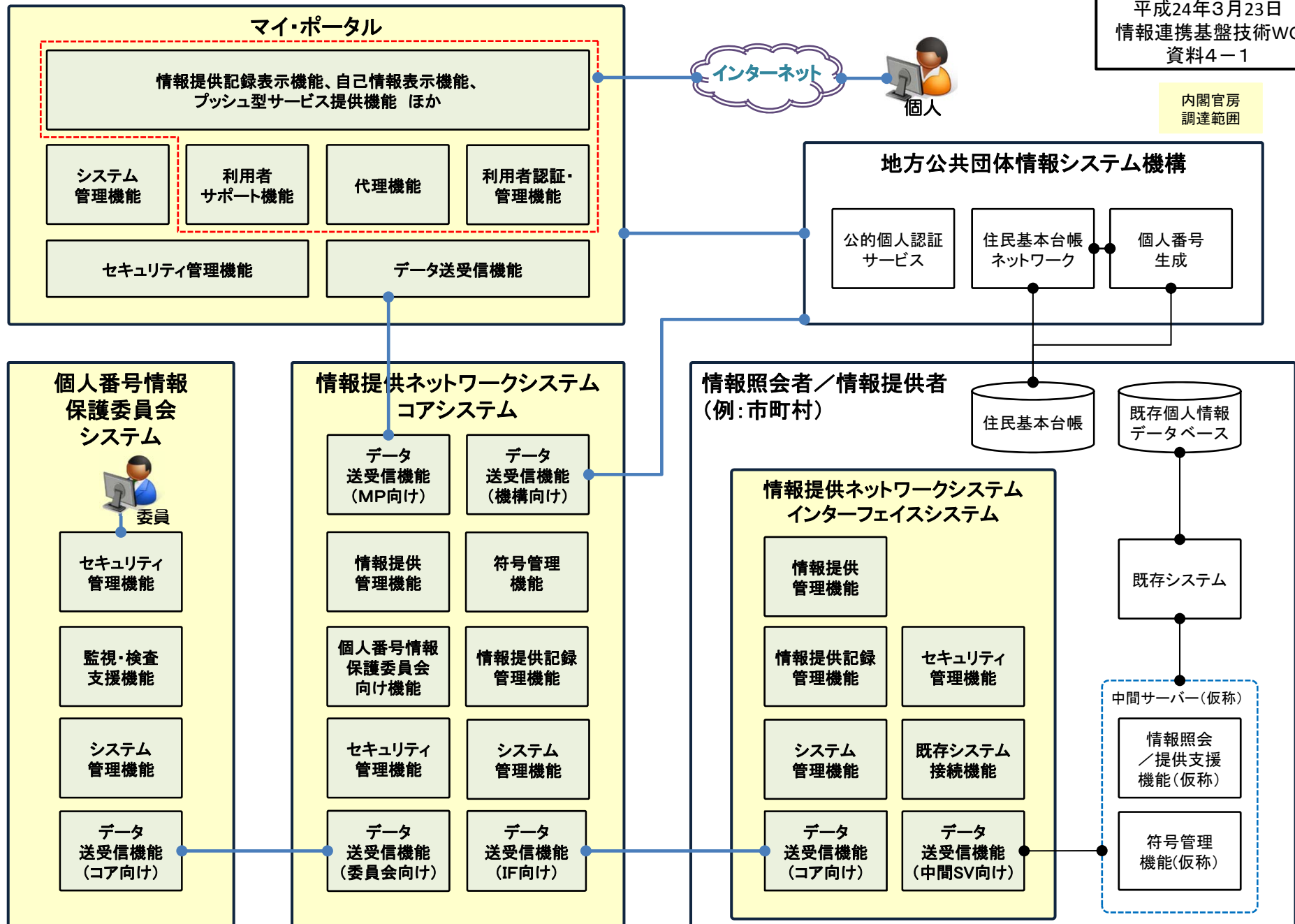
25. 番号制度における情報提供のイメージ



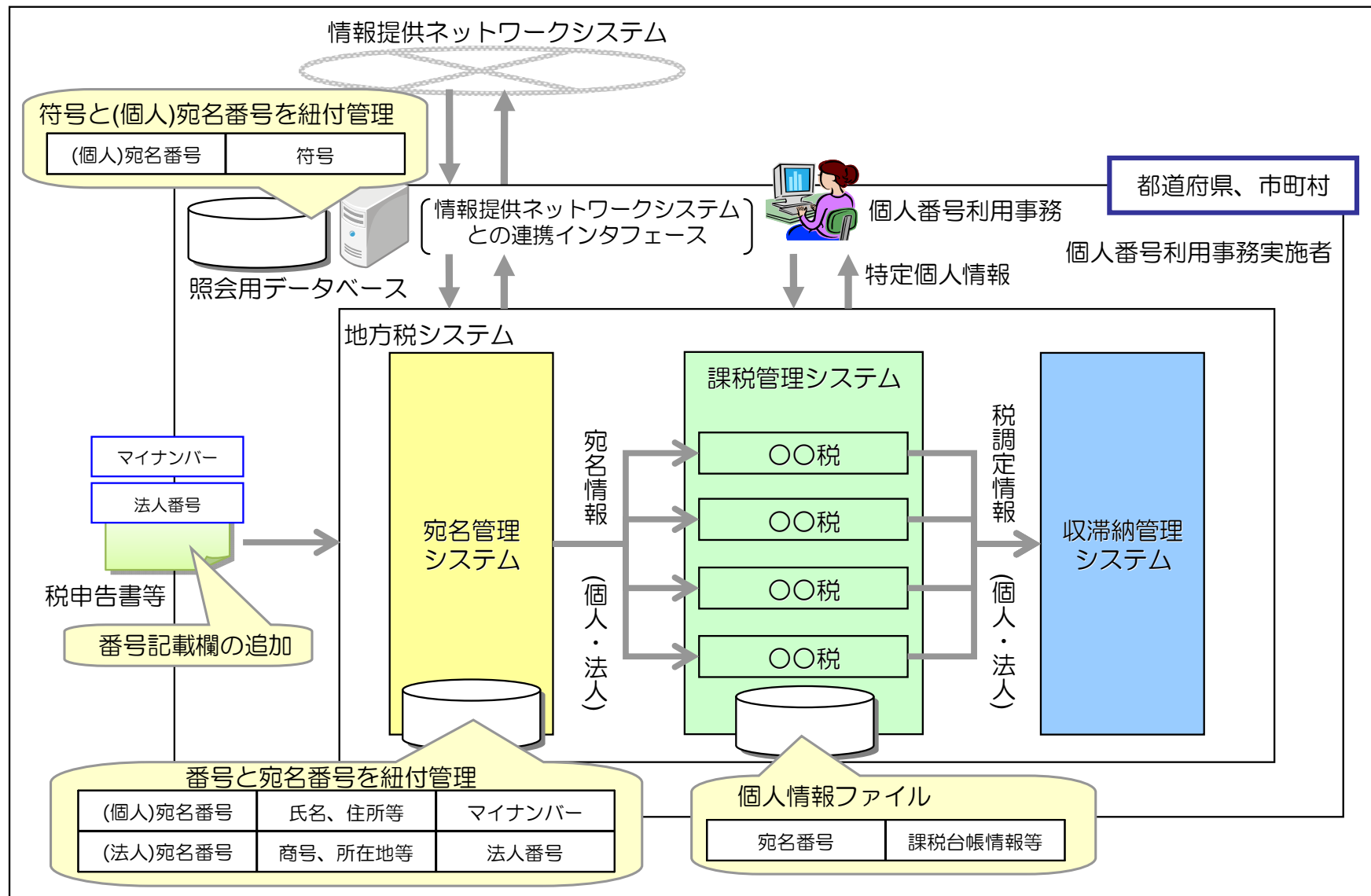
26. 情報提供ネットワークシステム等全体機能構成図(案)

平成24年3月23日
情報連携基盤技術WG
資料4-1

内閣官房
調達範囲



27. 番号制度導入後の地方税システムのイメージ



※総務省自治税務局
 『番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書』77頁参照
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/56538.html

1 既存システムへの影響調査

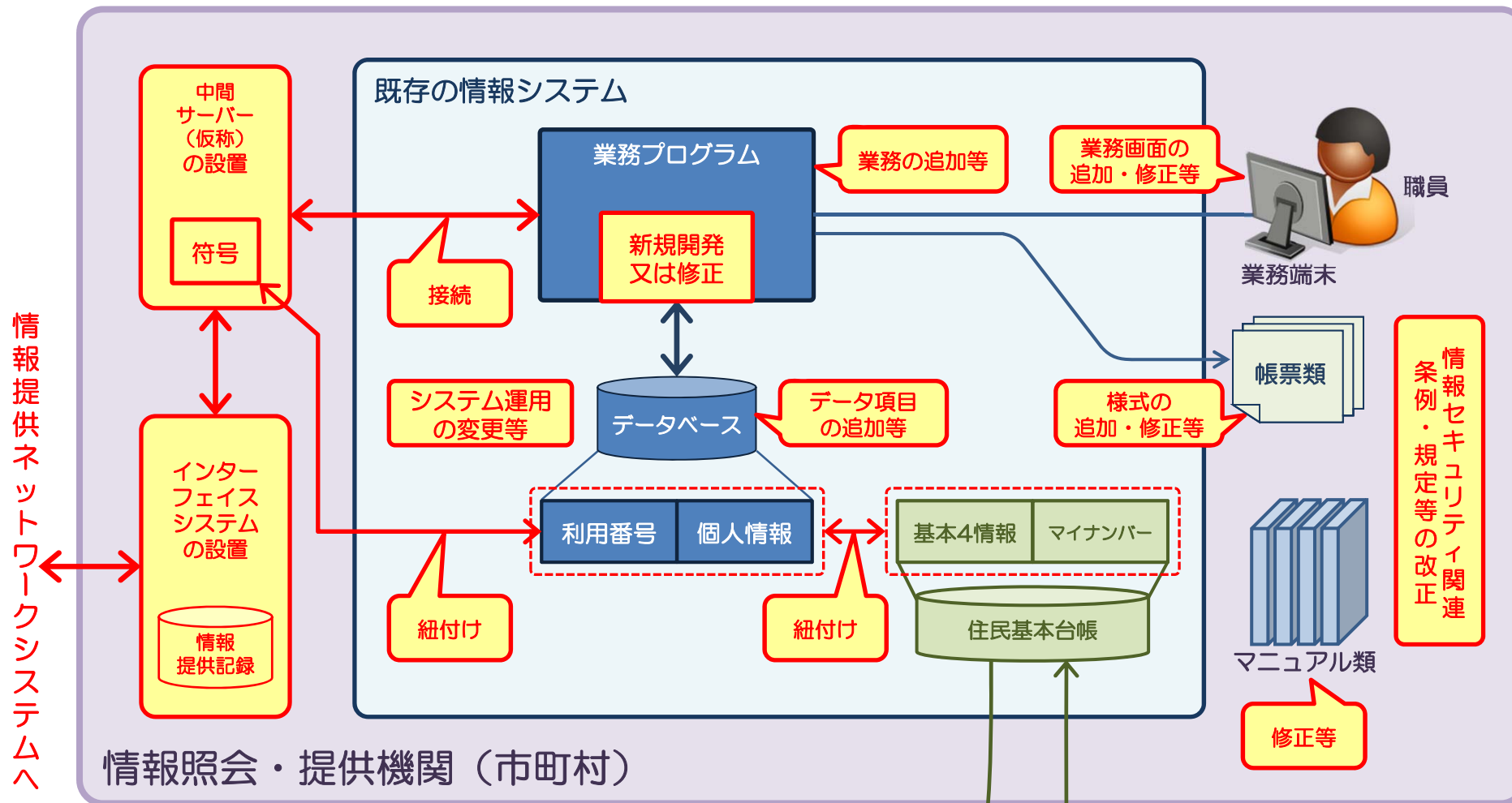
(1) 業務アプリケーションへの影響調査

- イ 業務アプリケーションプログラム本体
- ロ データベース
- ハ 帳票（外部発行及び内部処理用）
- ニ 画面（職員用業務画面及びホームページなど）
- ホ システム運用
- ヘ 関連マニュアル

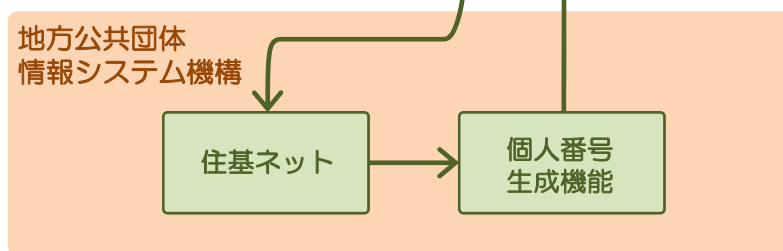
(2) 既存システムとの接続方式の検討

2 情報セキュリティ関連条例・規定の改正に向けた検討

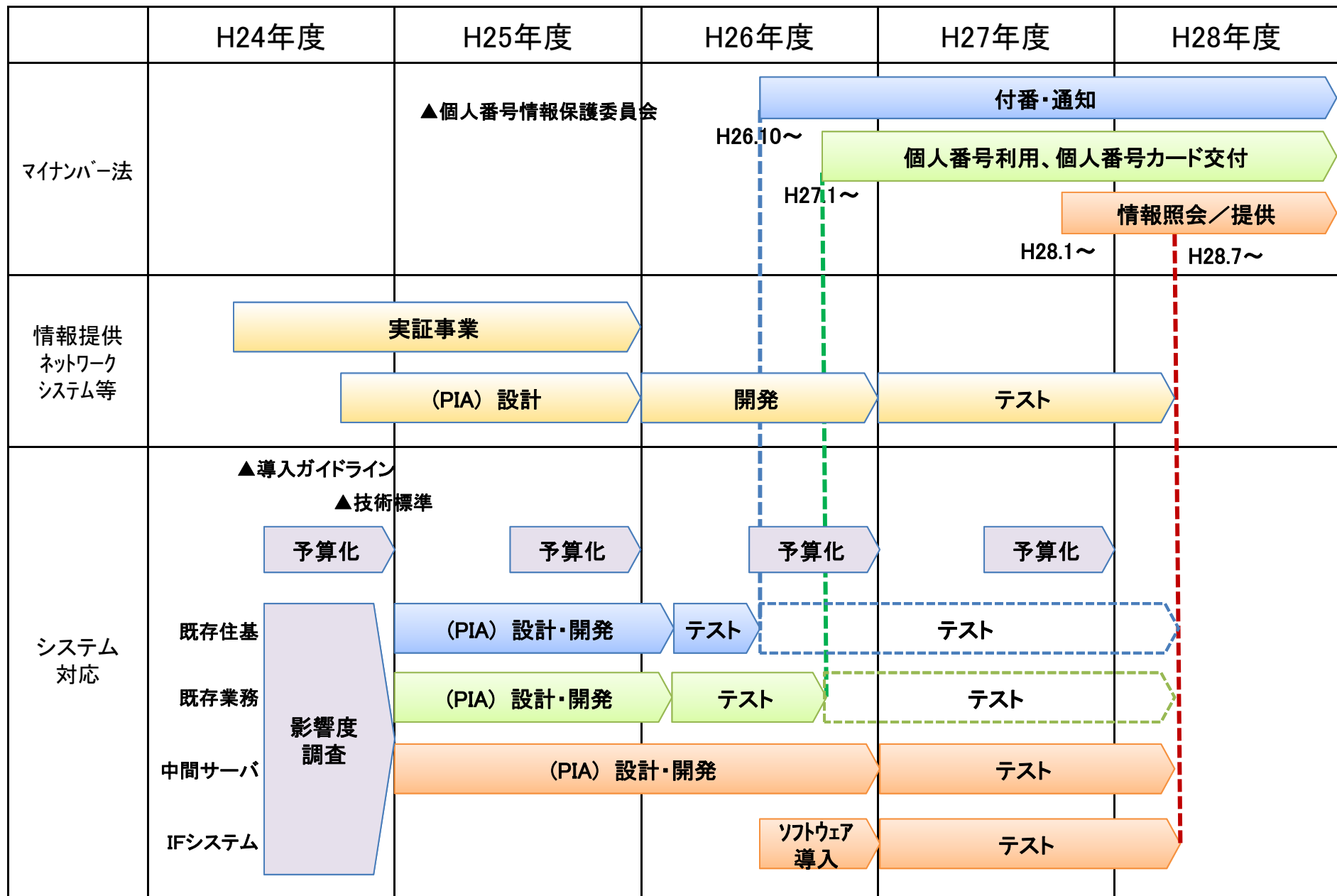
29. 想定される既存の情報システム等への影響



※マイナンバーを扱う業務について情報システムが整備されており、情報提供ネットワークシステムと直接接続する場合の一例



30. 地方公共団体におけるシステム開発のスケジュール(想定)



※IFシステム＝情報提供ネットワークシステムインターフェースシステム
 ※中間サーバ・IFシステムの導入方法については今後検討

31. 自治体独自のマイナンバー情報の利用・情報の連携

○自治体がマイナンバーを独自に利用したい場合

(例) A市単独の乳幼児医療費助成の支給に関する事務に利用したい。

⇒ 社会保障、地方税、防災、その他これらに類する事務で当該自治体の条例に定めれば、利用可能

○自治体がマイナンバーを利用して、独自に他の機関と情報の連携を行いたい場合

(例) A市単独の乳幼児医療費助成制度において、所得要件を調べるために、前住所地の市町村長に所得情報を照会したい。

⇒ 個人番号情報保護委員会規則で定めれば、可能。

32. 自治体におけるマイナンバー情報の取扱い

	マイナンバー法案別表第1に規定する事務	自治体の独自の業務
自治体 ^内 の同一執行機関における ※マイナンバー情報の利用 (例) A町福祉課→A町税務課	利用可能	マイナンバー法案第6条第2項に基づき条例を制定すれば可能
自治体 ^内 の執行機関間の マイナンバー情報の照会・提供 (例) B市長部局→B市教育委員会	マイナンバー法案第17条第9号に基づき条例を制定すれば可能	マイナンバー法案第6条第2項及び第17条第9号に基づき条例を制定すれば可能
自治体 ^間 、自治体と ^国 の機関等との 間のマイナンバー情報の照会・提供	マイナンバー法案第17条第7号に基づく情報提供ネットワークシステムを通じて行えば可能	マイナンバー法案第6条第2項に基づき条例を制定し、マイナンバー法案第17条第13号に基づき個人情報保護委員会規則を制定すれば可能

※マイナンバー情報…マイナンバーをその内容に含む個人情報をいう。(法律上は、「特定個人情報」と規定)

- ・ 情報提供ネットワークシステムを通じてマイナンバー情報の提供の求めがあった場合には、当該求めを受けた者は当該マイナンバー情報を提供する義務がある。
- ・ マイナンバー法案別表に記載された個人情報の提供については、地方税情報を含め守秘義務が解除される。
- ・ いずれの利用・照会・提供においても、マイナンバー法及び各自治体の個人情報保護条例等に従って、適切な個人情報の保護を行う必要がある。(マイナンバー法上に罰則規定あり)

33. 自治体におけるマイナンバーの活用可能性

窓口の総合化
・書類審査から現場へ
・政策の質の向上

(1) 個人番号を活用して、より正確で確実な情報管理

- ① 継続的な状況把握
- ② より効率的な名寄せ
- ③ 他市町村の住民への展開
- ④ 新たな情報収集による政策の高度化

(2) 他団体等との情報連携によるサービスの向上

- ① さらなる添付書類の削減
- ② さらなる手続ワンストップ
- ③ 調査の効率化
- ④ 情報連携による政策の高度化
- ⑤ 情報連携による共同処理への活用

(3) 個人番号カードを活用したより確実な本人確認

- ① より正確かつ円滑な本人確認
- ② より安全なログイン
- ③ 個人番号カードの条例利用による行政サービスの向上

(4) プッシュ型のお知らせ

- ① 必要な手続についてのプッシュ型お知らせ
- ② 審査等のステータスについてのプッシュ型お知らせ
- ③ マイ・ポータルとの連携による相乗効果

現在の宛名システムでは対応困難なもの

- ・転出入のある住民(再転入など)
- ・転入者の前年度の所得証明
- ・住登外者(固定資産税の賦課など)
- ・年途中の転職者や複数の給与支払者から給与を受けている住民の名寄せ
- ・近隣市町村から通っている患者
- ・災害時に備えた顔写真情報の保存(本人同意による)
- ・近隣市町村と協力したデータ収集
- ・広域連合、一部事務組合における統一処理
- ・個人番号カードによる本人確認
- ・マイ・ポータルを活用したプッシュ型サービス

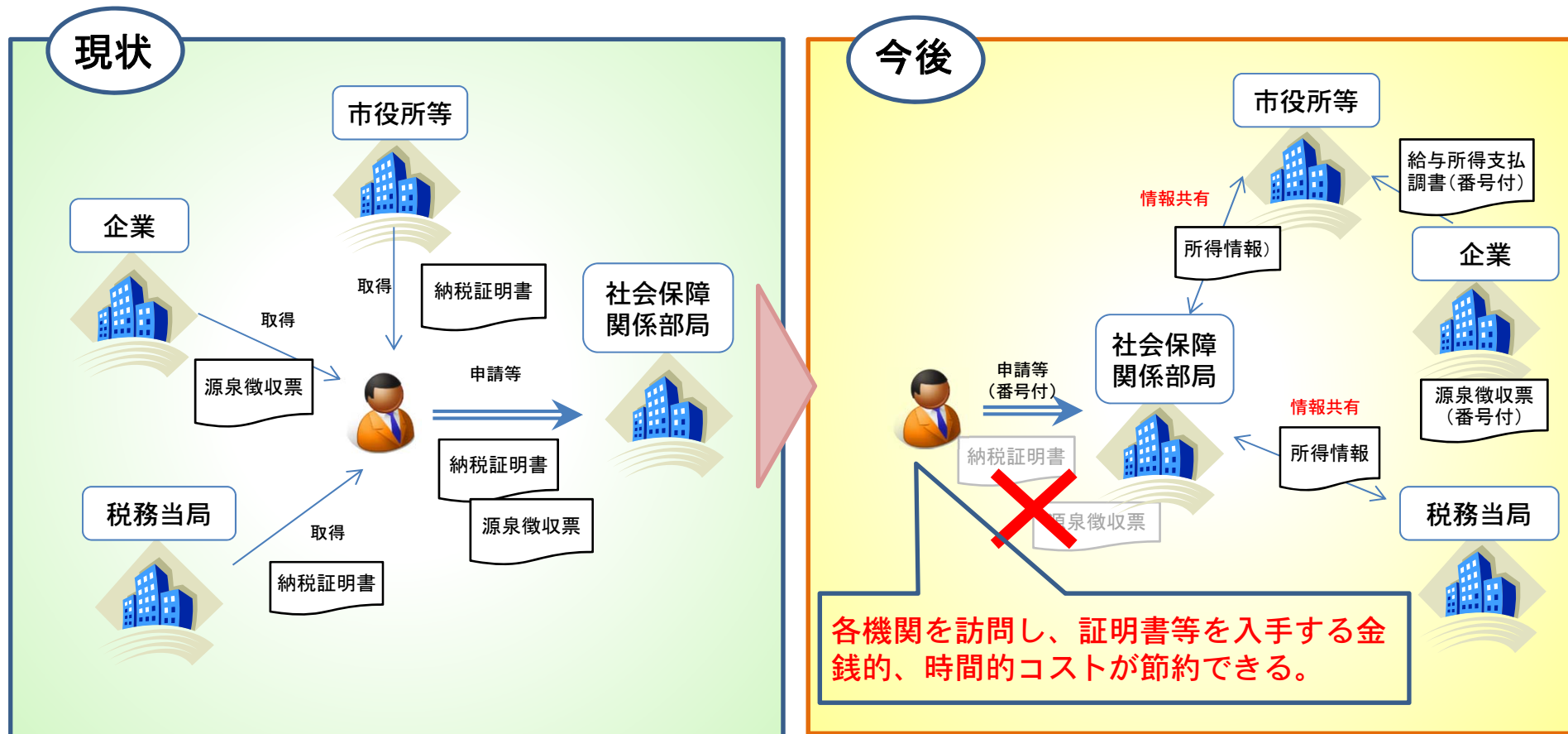
34. 番号制度導入による国民のメリット(例)－1

社会保障給付の申請・届出等の際の国民負担が軽減されます。

添付書類の削減

○各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(納税証明書等)の省略ができる。

【上記のイメージ】



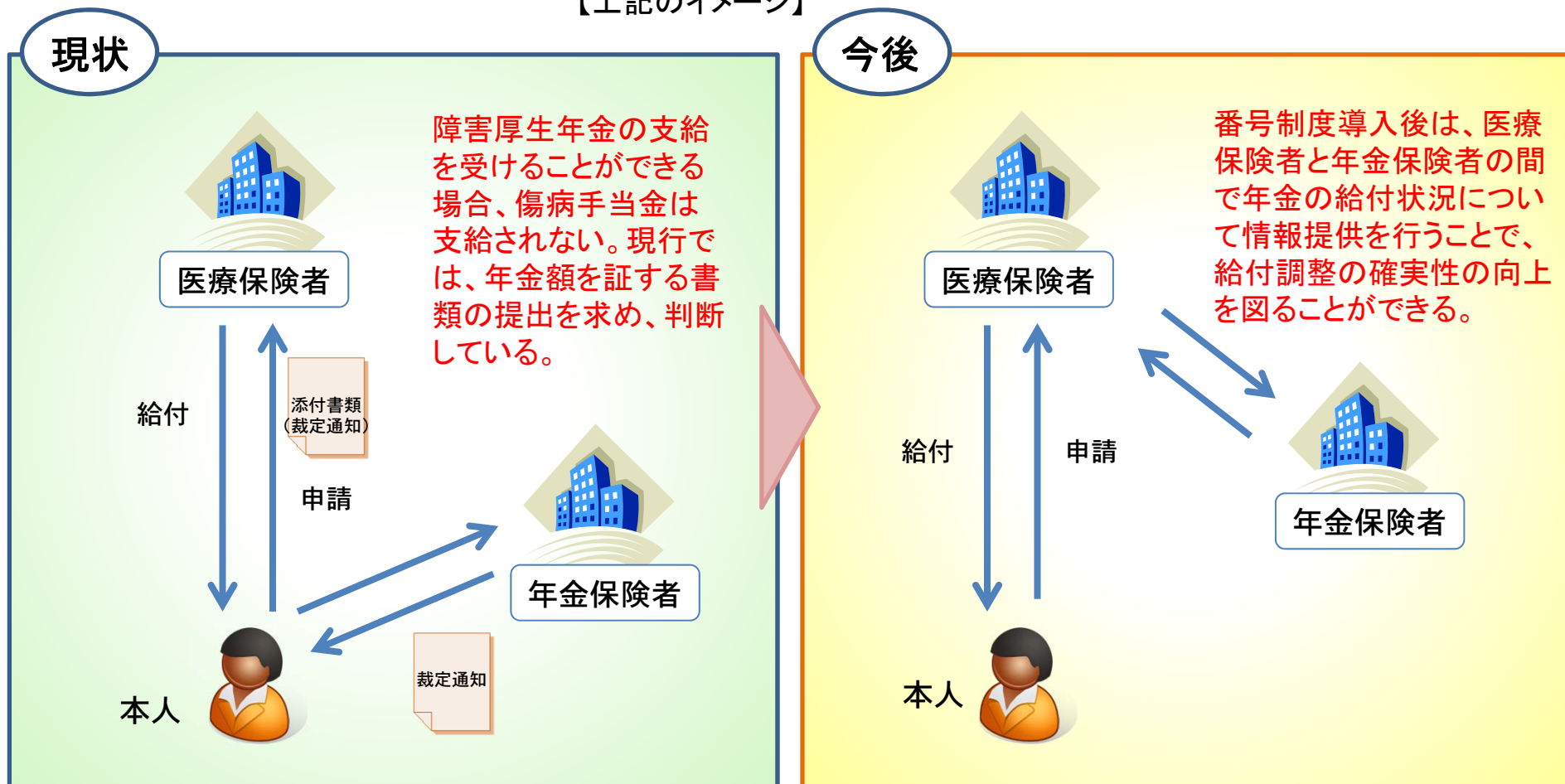
35. 番号制度導入による国民のメリット(例)－2

より公平で正確に給付できるようになります。

異なる制度間における給付調整の確実性の向上

○例えば、傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認など、異なる制度間における給付調整の確実性を向上させることができる。

【上記のイメージ】



36. 番号制度導入による国民のメリット(例)－3

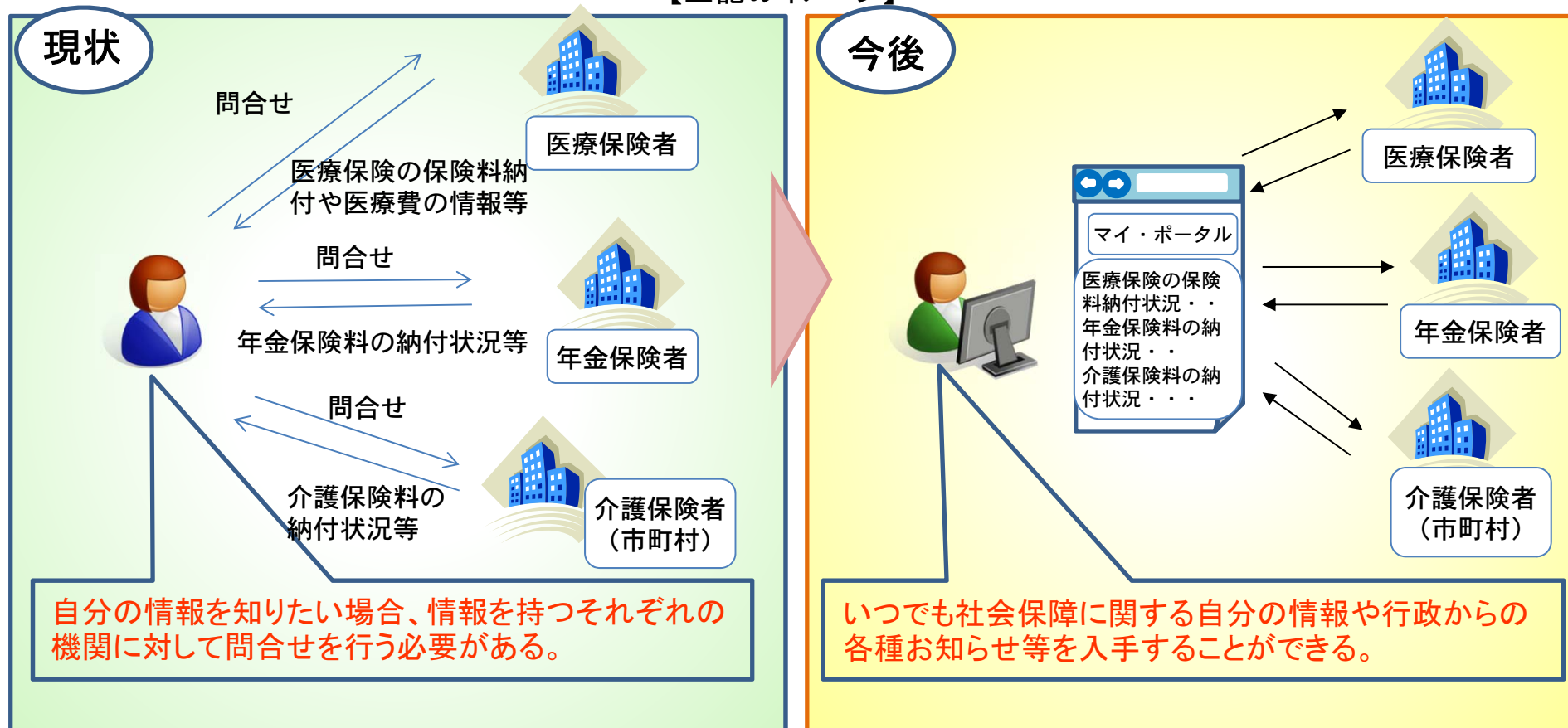
社会保障に関する自己情報等の入手が容易になります。

マイ・ポータルを活用した自己情報の入手

○マイ・ポータル^(注)により、いつでも社会保障に関する自己情報や行政からの各種お知らせ等入手することができる。

(注) 利用者が自宅のパソコンや行政機関等に設置されたパソコンから、自己の情報や各種行政サービスを閲覧できるとともに、各種手続も行うことができる個人用のホームページのようなものを想定。

【上記のイメージ】



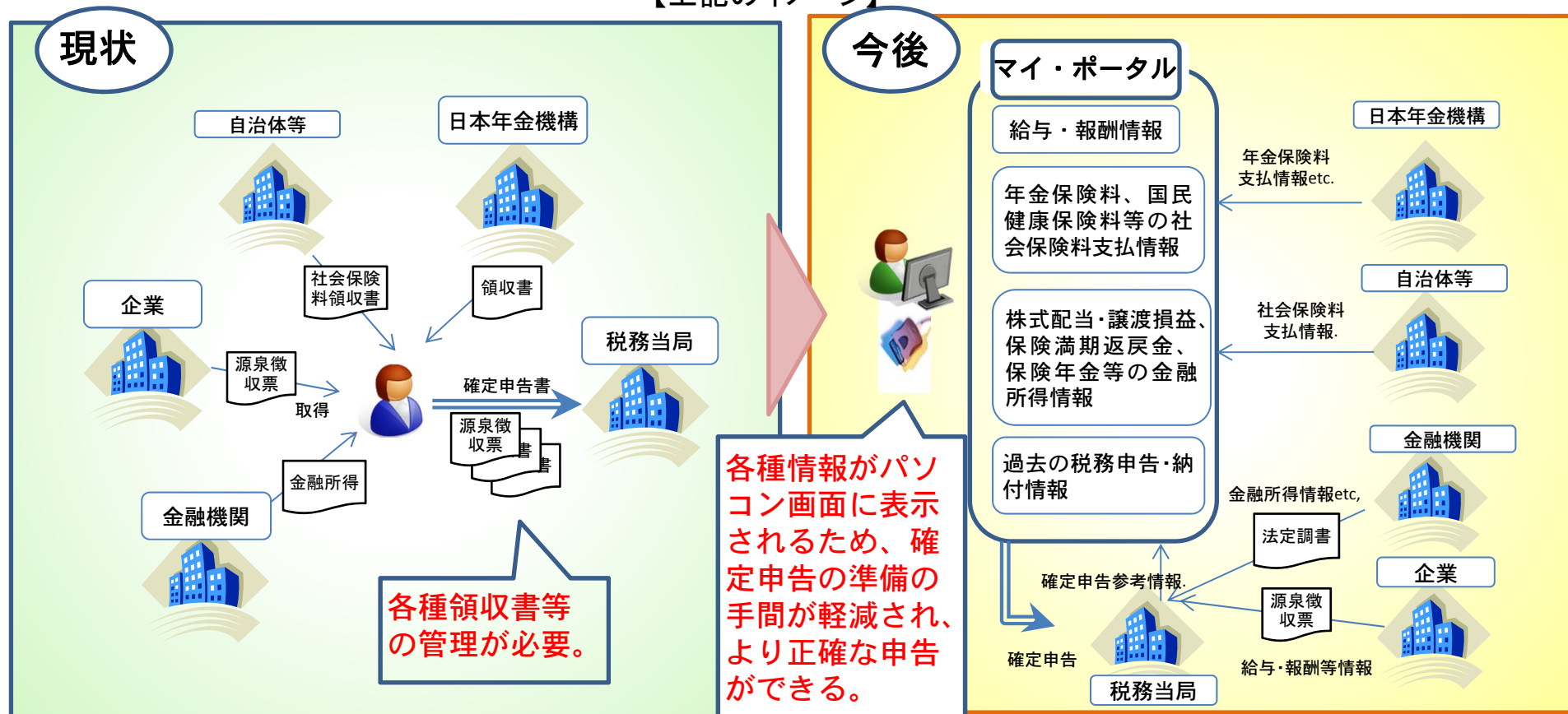
37. 番号制度導入による国民のメリット(例)－4

税金の確定申告の際の国民利便が向上します。

確定申告の際の自己情報の確認

○社会保険料控除の対象となる保険料や税務署が把握している納税者の所得の情報などをマイ・ポータルで確認できるようになり、より簡単に正確な確定申告ができるようになる。

【上記のイメージ】



38. 番号制度導入による国民のメリット(例)－5

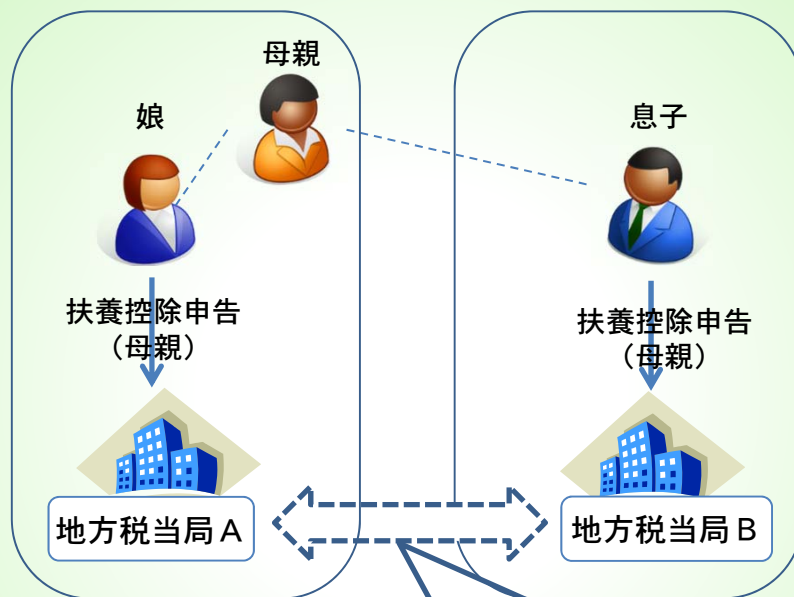
より公平で正確な税負担が実現します。

所得の過少申告等の防止・是正

○税務当局が保有する各種所得情報を番号を用いて正確かつ効率的に名寄せ・突合することにより、所得の過少申告や税の不正還付等を効率的に防止・是正できる。

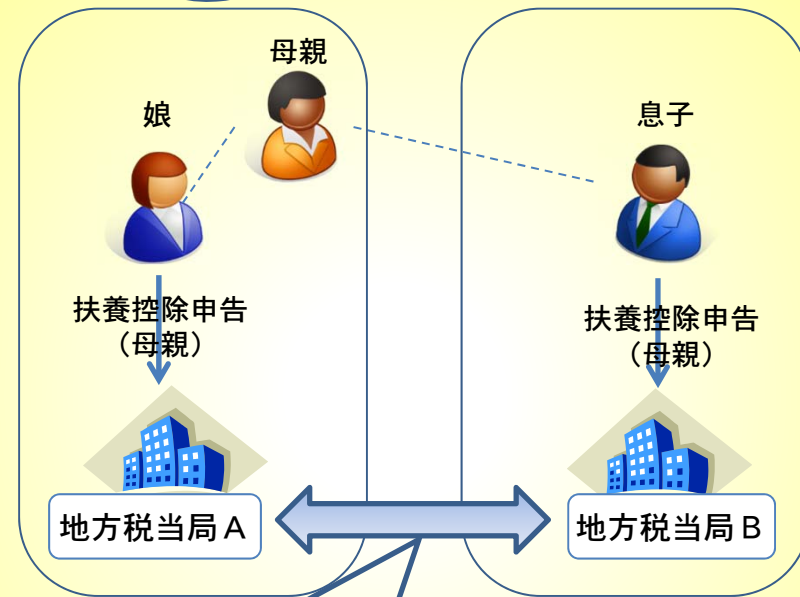
現状

＜扶養控除のダブル適用の是正＞ 【上記のイメージ】



氏名・住所による名寄せのため、
名寄せ・突合が困難(不正還付
等の防止・是正に多大な事務)

今後



番号による正確かつ効率的
な名寄せ・突合(税の不正還
付等を効率的に防止・是正)

39. 法定事務から自治体独自のサービスへ

地方自治体の創意工夫でできるマイナンバー利用・情報連携

→ 条例により制定 (マイナンバー法案第6条第2項・同法案第17条第13号)

妊娠・出産

子育て

入園・入学

就職・退職

結婚・離婚

引越・住まい

高齢者

おくやみ

※千葉県市川市HP参照

・住民の利便性向上
・行政運営の効率化
・住民負担の軽減
・コスト削減

マイナンバー法で決められている番号利用・情報連携
(マイナンバー法案第6条第1項〔別表第一〕・同法案第17条第7号〔別表第二〕)

住民から見れば、国のサービスも地方のサービスも同じこと

40. 地方自治体における先進事例－1

1 住民情報を庁内組織横断的に共有している団体（情報をヨコにつなぐ）

(1) 総合窓口サービスの取組【福岡県粕屋町】

- 出生
- 引越し
- 就職・退職
- 死亡
- 婚姻・離婚
- 入園・入学

に伴う手続の際に、申請をすれば受け取ることが可能な行政サービスを当該住民にお知らせ

プッシュ型

- ・例えば、『出生』の場合、当該住民に対し、戸籍の出生届に派生して児童手当の申請手続、乳幼児医療証の交付、出産一時金や母子保健サービス等の一般的に利用できるサービスを説明
- ・加えて、本人の同意を得て、出生届をした住民世帯の国民健康保険の加入状況、住民税の課税状況、生活保護の被保護情報などを確認し、国民健康保険加入者の場合は、子どもの国民健康保険の加入手続や出産一時金の申請受付を合わせて行い、住民票の発行までをワンストップにてその場でできる仕組みを実現

(2) 福祉保健総合相談室【神奈川県藤沢市】

- ・福祉に関する相談をすべて福祉保健総合相談室等で受付
- ・相談対応の際に職員が、相談者本人の同意を得たうえで、住民の各種福祉制度に関する受給状況の情報を活用

- 複数の申請を一箇所で行うことができるようになる
- プッシュ型の情報提供が可能となる

【窓口】

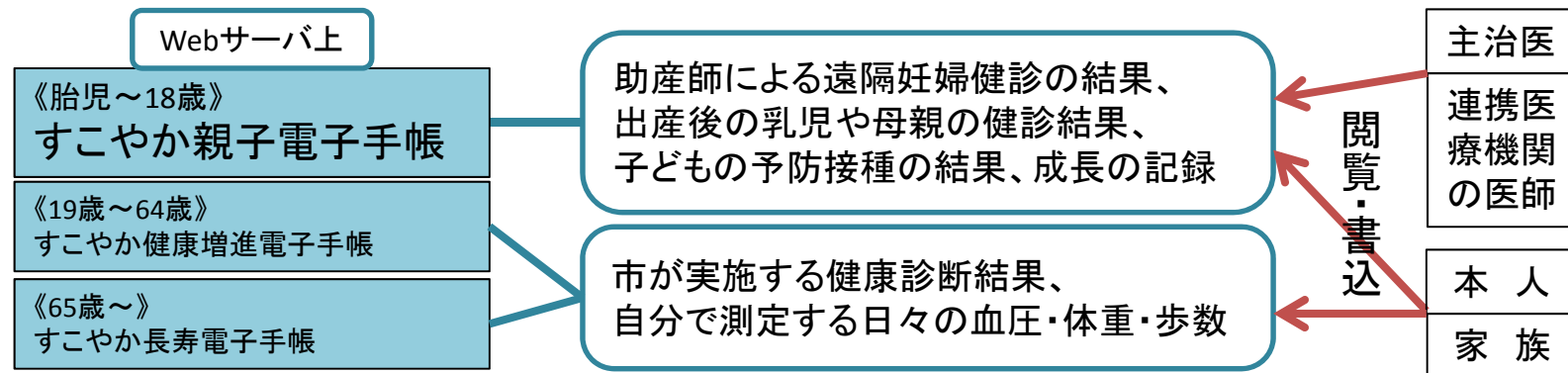


41. 地方自治体における先進事例－2

2 住民情報を時系列で共有している団体（情報をタテにつなぐ）

(1) Web健康手帳【岩手県遠野町】

・健康情報をサーバ上で管理し、住民がインターネットで閲覧し、書き込みできるWeb上の健康手帳を運用



(2) 生活習慣病予防【滋賀県長浜市】

・京都大学大学院医学研究科と共同で、市民1万人を対象に0次健診を実施し、遺伝子解析を含む疫学調査を継続

→生活習慣病等の原因をゲノム(全遺伝情報)から解き明かすには、10年以上にわたる追跡調査が必要なことから、長浜市独自の住民管理番号に0次健診の匿名化番号を対応させ、一人一人の遺伝子情報、5年ごとの健診結果情報、市内医療機関における診断結果等を管理

→個人のゲノムデータ等の情報が安全に管理され、市民からの信頼を得ることが重要であり、「ながはま0次予防コホート事業における試料等の蓄積及び管理運用に関する条例」制定

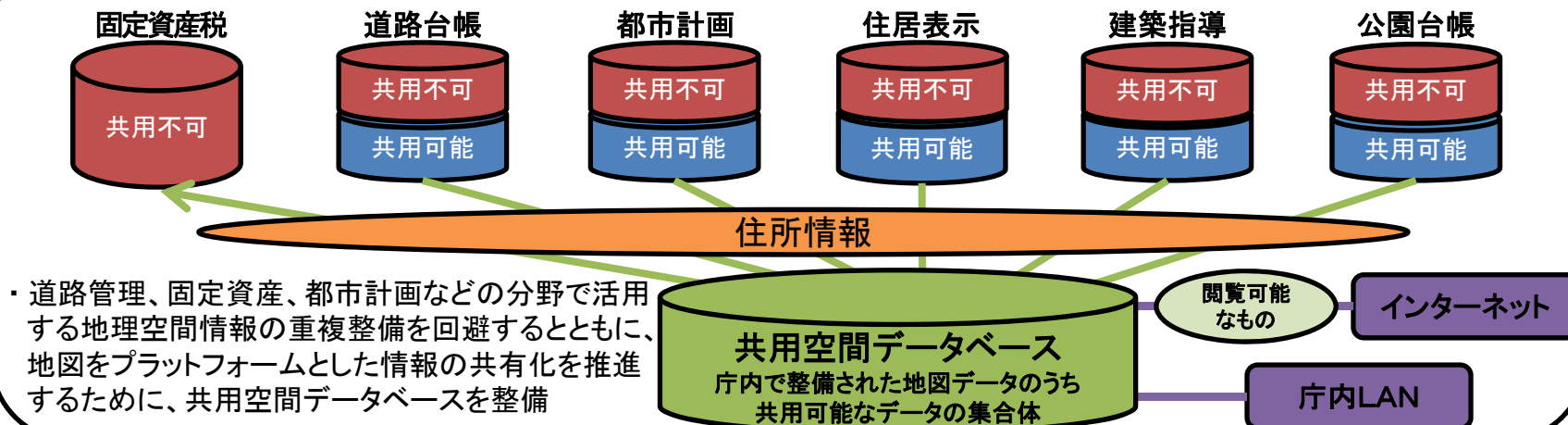
42. 地方自治体における先進事例－3

3 住民情報を地理空間的に共有している団体（情報を空間的につなぐ）

(1) 被災者台帳【兵庫県西宮市】

- ・ 住民統一番号をキーにして、発災日の住民記録・外国人登録マスターから被災住所・世帯構成員をインポートすることにより、自動的に被災者台帳を作成
- 発災日の被災者台帳に職員が調査した被災世帯及び住家の被害状況を入力して情報の更新・整備を行い、罹災証明の発行や義援金の配布など被災者支援業務を遂行
- 住民統一番号にて他の行政情報システムと連動しており、その後の住民の医療・福祉・教育や各種税関連業務に反映

(2) 統合型GIS【千葉県浦安市】



43. 地方公共団体でマイナンバーを取り扱う業務

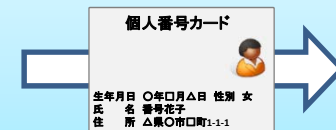
対住民

① 番号制度そのものを動かす根幹となる業務【住民担当課関連業務（市区町村）】

A



マイナンバーの付番、通知



個人番号カードの交付

② 社会保障・税のそれぞれのマイナンバーの利用場面において行われる業務【社会保障担当課・税務担当課関連業務（都道府県・市区町村）】

B

(例えば…)

- ・ 年金である給付の支給に関する事務
- ・ 児童扶養手当の支給に関する事務
- ・ 障害者自立支援給付の支給に関する事務
- ・ 生活保護の決定、実施に関する事務
- ・ 保険料の徴収に関する事務



○ 使用者等としてマイナンバーを取り扱う業務

C

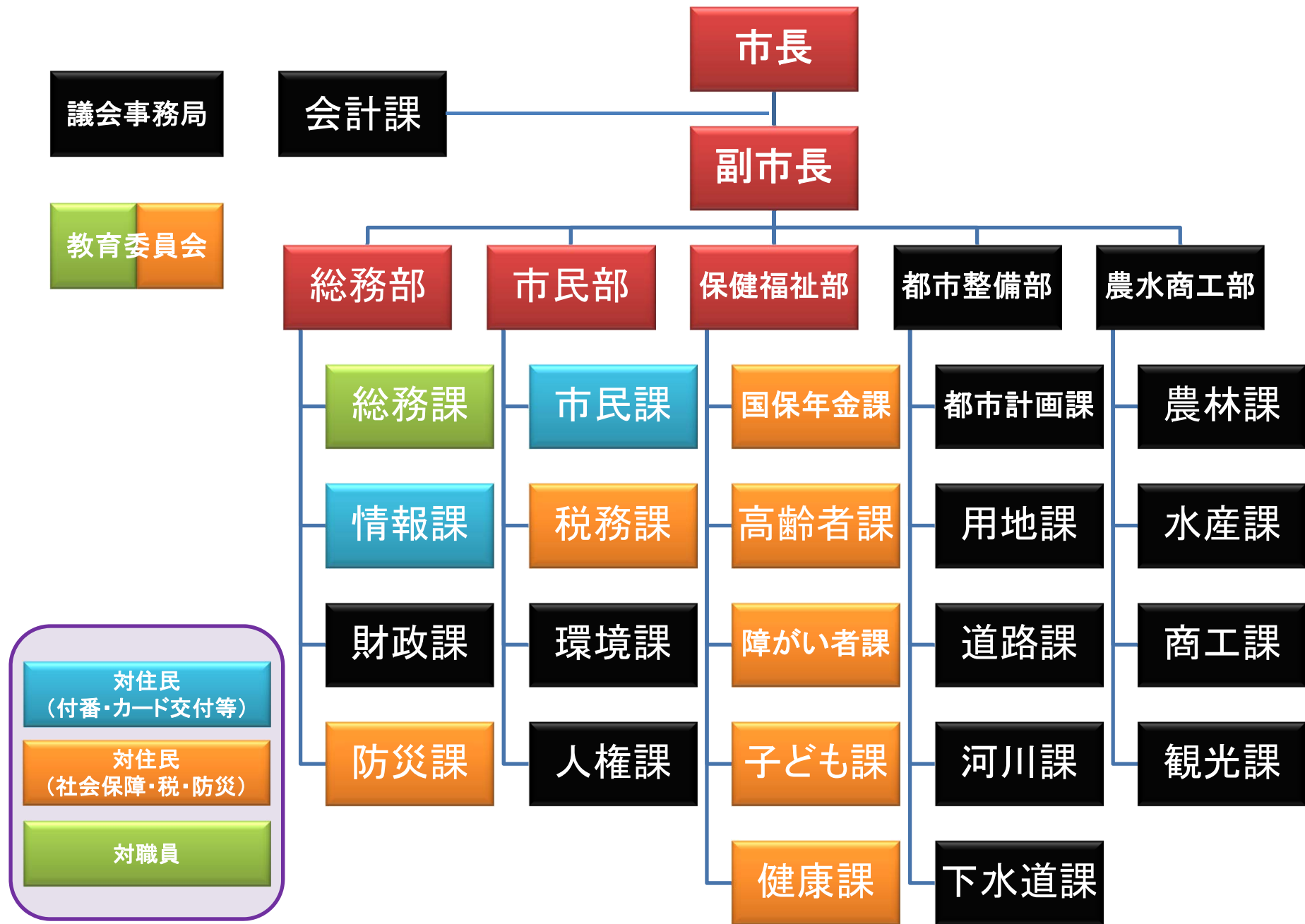
(例えば…)

- ① 給与等の支払者として支払調書や源泉徴収票へのマイナンバーの付記
- ② 地方職員共済組合等に係る「組合員資格取得・喪失届」や「被扶養者認定申告書」等へのマイナンバーの付記
- ③ 職員が子どものための手当を申請する際にマイナンバーを聴取

対職員

(都道府県・市区町村)

44. 番号制度導入関係課(架空の市における組織機構図)



45. 番号制度の導入に係る地方公共団体の対応(徳島県)

「社会保障と税・番号制度」活用プロジェクトチームの設置について

※平成23年度

目的

国において、平成23年6月30日に、社会保障・税番号大綱が決定された。大綱においては、平成26年6月の「番号」の交付を念頭に、本年秋以降、早期に番号法案が提出される見込みとされている。国においては、地方公共団体で制度が円滑に導入されることを念頭に、具体的な検討が進められる予定であり、このたび、本県に対し、検討への参加要請があったところ。

県では、国において制度の具体的な検討が進むこの機を逸することなく、「地方の意見」を伝えることを目的に、県関係部局とオブザーバー(市町村)からなるプロジェクトチームを設置して、番号制度の導入・活用に関する具体的な検討を進める。

検討項目

- ①番号制度の導入に伴い想定される地方公共団体の事務の見直し
- ②事務の見直しの推進に向けた体制のあり方
- ③番号制度の導入に伴うシステム改修等の対応
- ④番号制度を活用した窓口業務その他の業務改善
- ⑤番号制度導入に伴う個人情報保護条例・情報セキュリティ対策の見直し
- ⑥条例による番号制度の独自利用の検討
- ⑦住民への周知・広報
- ⑧その他地方公共団体に関する事項

スケジュール(案)

	県	国
平成23年 9月～10月	第1回 以後、今年度中に数回予定	第1回
平成24年 3月		中間報告取りまとめ、公表

検討体制

【座長】

地域振興総局長

【副座長】

政策企画総局次長

地域振興総局次長

【構成員】

主任政策調査幹

総務課長

行政経営課長

税務課長

情報システム課長

政策調査幹(保健福祉担当)

地域福祉課長

医療政策課長

長寿介護課長

政策調査幹(県民環境担当)

市町村課長

地域情報課長

【オブザーバ】

徳島市情報推進課長

阿波市総務課長

那賀町総務課長

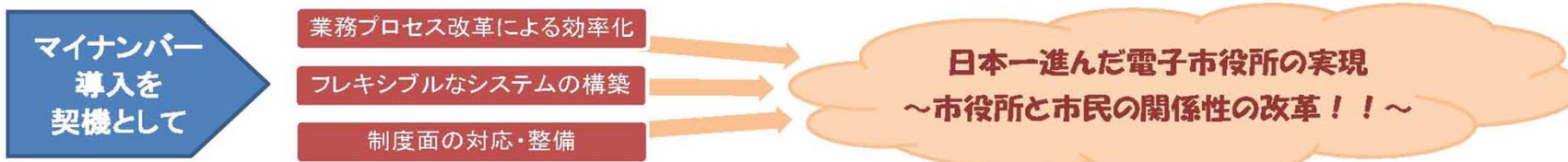
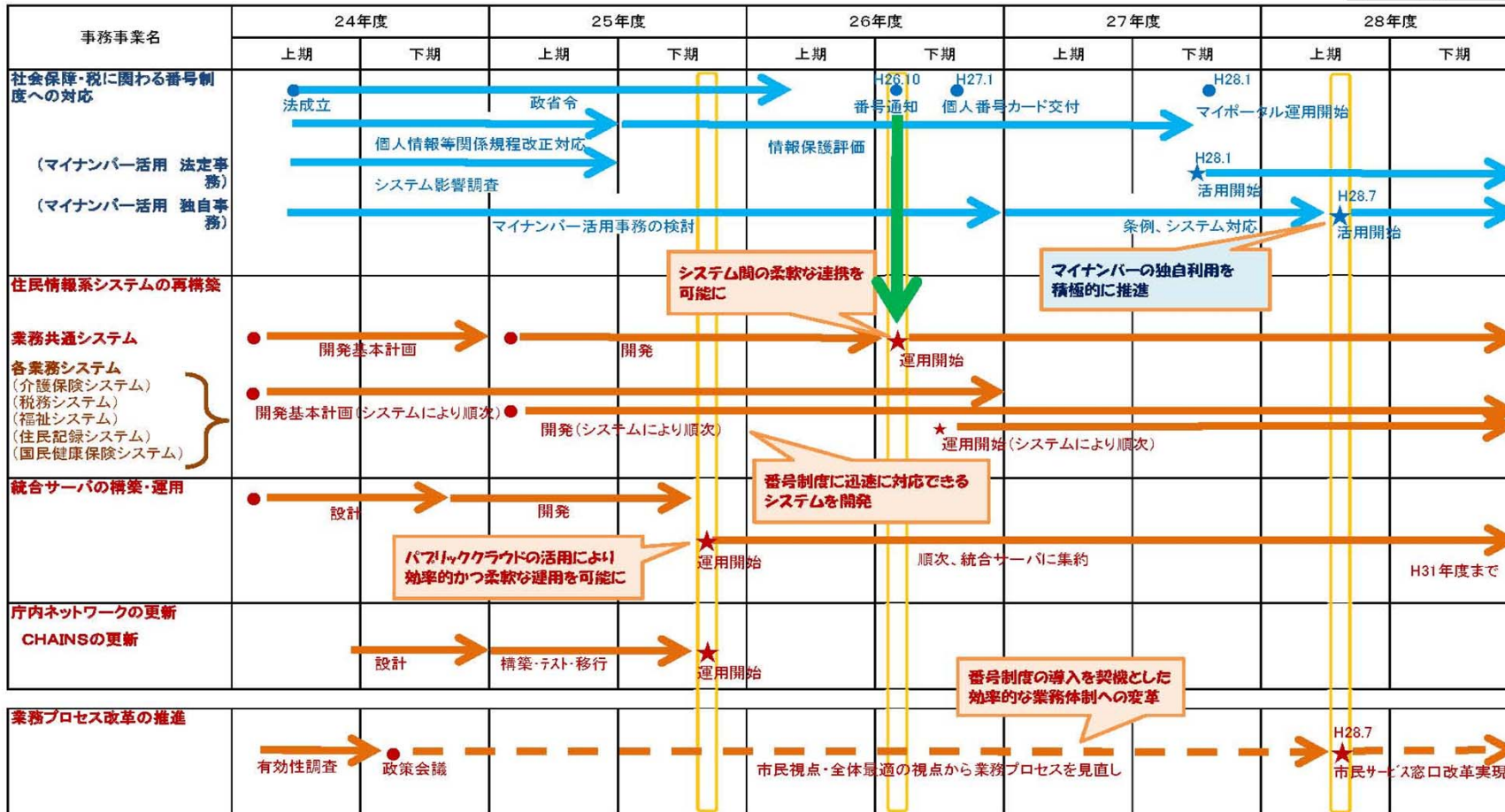
海陽町総務課長

東みよし町総務課長

46. 番号制度の導入に係る地方公共団体の対応(千葉市)

社会保険・税番号制度対応計画

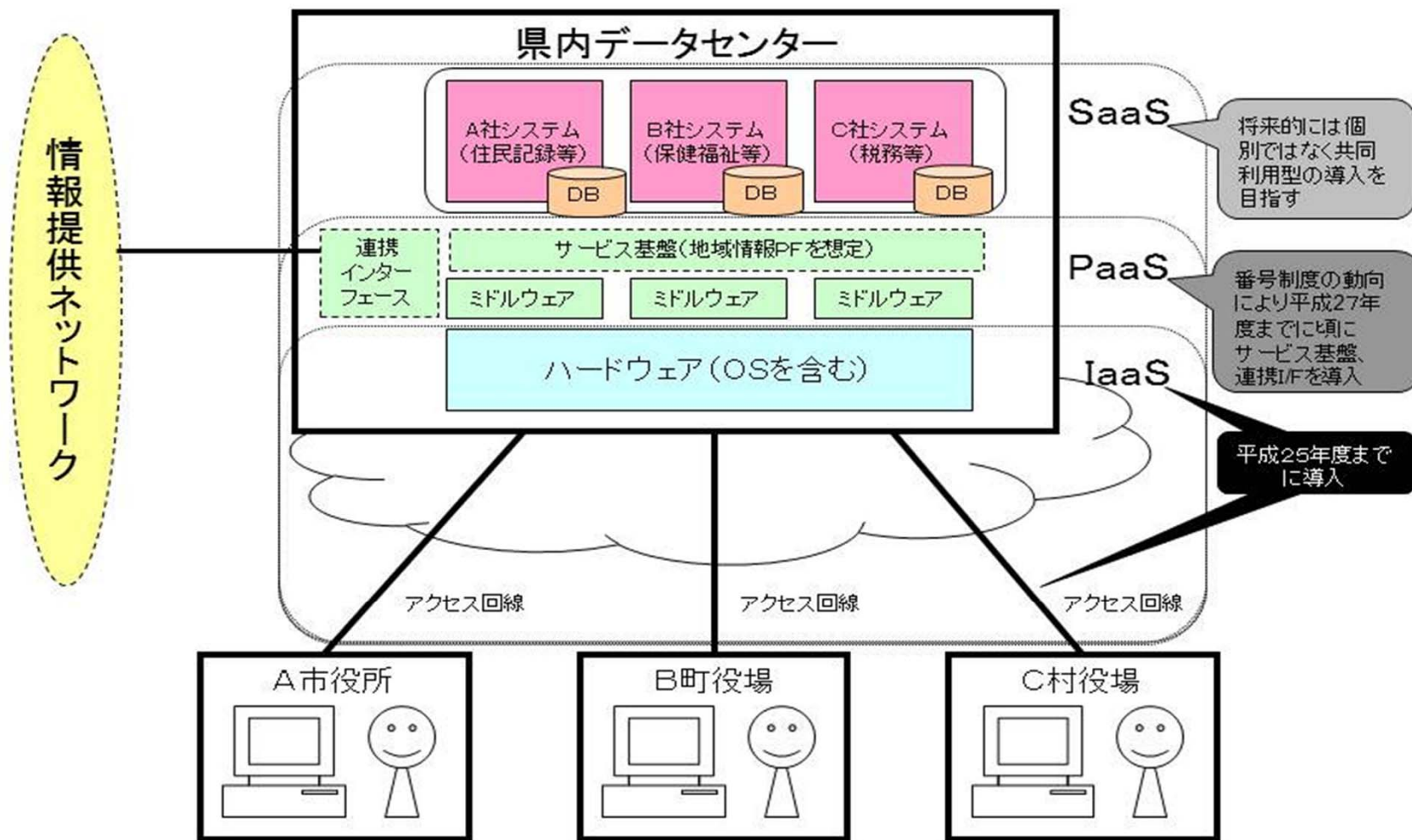
千葉市



47. 番号制度の導入に係る地方公共団体の対応(福岡県)

「ふくおか自治体クラウド(仮称)」の導入

ふくおか電子自治体共同運営協議会では、県内市町村における情報システムの番号制度への対応を円滑に行うため、市町村共同による「ふくおか自治体クラウド(仮称)」の構築を進めている。



48. 番号制度に関するシンポジウム

社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針

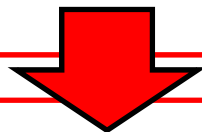
(2011年1月31日、第4回政府・与党社会保障改革検討本部決定)

IV. 今後の進め方

1. 番号制度創設推進本部の設置

番号制度について国民各層の納得と理解が得られるよう、番号制度創設推進本部を設置し、民間団体と協力しながら番号制度の創設を推進する。

具体的には、政府広報を積極的に実施し、中央・地方の各界各層の協力を得て、平成23年度及び平成24年度の2か年をかけて全国47都道府県で番号制度に関するシンポジウムを行うとともに、番号制度導入のために周知・広報を行う民間団体を支援し、緊密な連携を行うものとする。



全国47都道府県で番号制度に関するシンポジウムを開催。

1. 目的 番号制度に対する国民の理解と納得を得るため、政府から国民に直接説明するとともに、国民が番号制度に対して持つ期待や不安について、国民と政府の直接対話（「国民対話」）を通じて意見を伺い、番号制度への理解を深める機会とする。
2. 参加対象 一般国民、各界関係者、報道関係者、等（1会場150～200名程度、参加費無料）
3. 内容 政府からの説明
民間有識者による基調提起・特別講演
各界関係者を交えたパネルディスカッション
参加者との質疑応答・意見交換（「国民対話」）、等

2時間30分

49. 番号制度シンポジウム 2011年度開催日時

2011年	5月29日(日)	13:30~16:00	東京都(港区)	日本学術会議
	6月5日(日)	13:30~16:00	北海道(札幌市)	ホテルポールスター札幌
	6月12日(日)	13:30~16:00	広島県(広島市)	KKRホテル広島
	7月29日(金)	13:30~16:00	熊本県(熊本市)	熊本市国際交流会館
	7月30日(土)	13:30~16:00	福岡県(福岡市)	エルガーラホール
	8月25日(木)	13:30~16:00	石川県(金沢市)	石川県地場産業振興センター
	9月9日(金)	13:00~15:30	和歌山県(和歌山市)	和歌山市勤労者総合センター
	9月10日(土)	13:30~16:00	大阪府(大阪市)	国民會館・武藤記念ホール
	10月8日(土)	13:30~16:00	新潟県(新潟市)	新潟市民プラザ
	10月14日(金)	13:30~16:00	香川県(高松市)	かがわ国際会議場
	10月30日(日)	13:30~16:00	青森県(青森市)	アピオあおもり
	11月19日(土)	13:30~16:00	三重県(津市)	三重県教育文化会館
	11月20日(日)	13:30~16:00	愛知県(名古屋市)	アイリス愛知
	11月25日(金)	13:30~16:00	鳥取県(鳥取市)	とりぎん文化会館
	12月2日(金)	13:30~16:00	埼玉県(さいたま市)	浦和コミュニティセンター
	12月11日(日)	13:30~16:00	鹿児島県(鹿児島市)	鹿児島県建設センター
2012年	1月15日(日)	13:30~16:00	兵庫県(神戸市)	兵庫県公館
	1月21日(土)	13:30~16:00	岡山県(岡山市)	ピュアリティまきび
	1月29日(日)	13:30~16:00	沖縄県(那覇市)	那覇市民会館
	2月2日(木)	13:30~16:00	徳島県(徳島市)	とくぎんトモニプラザ
	2月12日(日)	13:30~16:00	静岡県(静岡市)	静岡労政会館
	2月26日(日)	13:30~16:00	神奈川県(横浜市)	かながわ労働プラザ
	3月17日(土)	13:30~16:00	山形県(山形市)	山形ビッグウイング
	3月18日(日)	13:30~16:00	秋田県(秋田市)	秋田県庁第2庁舎

50. 番号制度シンポジウム 2012年度開催日程

2012年	4月22日(日)	13:30~16:00	長野県(長野市)	サンパルテ山王
	5月12日(土)	13:30~16:00	山梨県(甲府市)	かいてらす
	5月17日(木)	13:30~16:00	岐阜県(岐阜市)	じゅうろくプラザ
	5月26日(土)	13:30~16:00	愛媛県(松山市)	テクノプラザ愛媛
	6月8日(金)	13:30~16:00	長崎県(長崎市)	長崎歴史文化博物館
	6月9日(土)	13:30~16:00	佐賀県(佐賀市)	アバンセ
	6月23日(土)	13:30~16:00	群馬県(前橋市)	群馬会館
	7月7日(土)	13:30~16:00	滋賀県(大津市)	コラボしが21
	7月21日(土)	13:30~16:00	山口県(山口市)	山口県健康づくりセンター
	7月28日(土)	13:30~16:00	京都府(京都市)	ハートピア京都
	8月3日(金)	13:30~16:00	富山県(富山市)	富山県民会館
	8月4日(土)	13:30~16:00	福井県(福井市)	福井県国際交流会館
	8月25日(土)	13:30~16:00	宮崎県(宮崎市)	KITENビルコンベンションホール
	8月26日(日)	13:30~16:00	大分県(大分市)	アイネス
	9月1日(土)	13:30~16:00	島根県(松江市)	島根県民会館
	9月8日(土)	13:30~16:00	高知県(高知市)	高知共済会館 COMMUNITY SQUARE
	9月29日(土)	13:30~16:00	栃木県(宇都宮市)	とちぎ福祉プラザ
	10月13日(土)	13:30~16:00	奈良県(奈良市)	奈良商工会議所
	10月27日(土)	13:30~16:00	茨城県(水戸市)	茨城県開発公社ビル
	11月10日(土)	13:30~16:00	岩手県(盛岡市)	プラザおでって
	11月17日(土)	13:30~16:00	福島県(福島市)	杉妻会館
	12月1日(土)	13:30~16:00	宮城県(仙台市)	エル・パーク仙台
	12月8日(土)	13:30~16:00	千葉県(千葉市)	ヴェルシオーネ若潮

※2011年度の「番号制度シンポジウム」を2012年度は「マイナンバーシンポジウム」に改称。

51. 都道府県・市町村職員等説明会 2011年度開催日時

6月21日(火)、鳥取県(米子市、鳥取市)◎
 7月7日(木)、石川県(金沢市)★
 7月12日(火)、愛知県(名古屋市)★
 7月14日(木)、福岡県(福岡市)★
 7月14日(木)、福井県(福井市)☆
 7月15日(金)、富山県(富山市)◎
 7月15日(金)、愛知県(名古屋市)☆
 7月20日(水)、神奈川県(横浜市)☆
 7月21日(木)、東京都☆
 7月21日(木)、福岡県(福岡市)☆
 7月22日(金)、宮崎県(宮崎市)☆
 7月25日(月)、千葉県(千葉市)☆
 7月26日(火)、青森県(青森市)☆
 7月28日(木)、北海道(札幌市)★
 7月28日(木)、鹿児島県(鹿児島市)◎
 7月28日(木)、大阪府(大阪市)☆
 7月28日(木)、岡山県(岡山市)☆
 7月29日(金)、奈良県(奈良市)☆
 7月29日(金)、香川県(高松市)☆
 8月3日(水)、佐賀県(佐賀市)◎
 8月3日(水)、北海道(旭川市)☆
 8月4日(木)、東京都☆
 8月4日(木)、長崎県(長崎市)◎
 8月4日(木)、北海道(札幌市)☆
 8月5日(金)、北海道(釧路市)☆
 8月10日(水)、沖縄県(那覇市)☆
 8月25日(木)、宮崎県(宮崎市)☆

8月26日(金)、大阪府(大阪市)★
 9月1日(木)、広島県(広島市)◎
 9月2日(金)、岡山県(岡山市)◎
 9月2日(金)、新潟県(新潟市)★
 9月5日(月)、島根県(松江市)◎
 9月7日(水)、高知県(高知市)◎
 9月8日(木)、愛媛県(松山市)◎
 9月15日(木)、神奈川県(横浜市)◎
 9月15日(木)、大分県(大分市)◎
 9月16日(金)、福岡県(福岡市)◎
 9月26日(月)、愛知県(名古屋市)◎
 9月27日(火)、神奈川県(横浜市)◎
 9月29日(木)、静岡県(静岡市)◎
 9月30日(金)、熊本県(熊本市)◎
 10月3日(月)、滋賀県(大津市)◎
 10月6日(木)、福岡県(福岡市)☆
 10月11日(火)、千葉県(千葉市)◎
 10月13日(木)、東京都☆
 11月9日(水)、神奈川県(横浜市)◎
 11月11日(金)、東京都(荒川区)◎
 11月15日(火)、兵庫県(神戸市)◎
 11月18日(金)、千葉県(船橋市)☆
 12月22日(木)、京都府(京都市)◎
 1月18日(水)、愛知県(岡崎市)◎
 1月19日(木)、神奈川県(川崎市)◎
 1月23日(月)、石川県(小松市)◎
 1月31日(火)、山口県(山口市)◎

2012年2月1日現在

☆協議会・研究会等主催の説明会 ◎都道府県または指定都市主催の説明会 ★民間団体主催の説明会

52. 番号制度にかかる研究会・検討会等－1

地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会

《主催》 総務省自治行政局住民制度課

《座長》 須藤修(東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長)

《HP》 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/bangou_katsuyou/index.html

《趣旨》 番号制の導入に伴い、地方公共団体における番号制度の活用、システム面等の具体的対応、個人情報保護のあり方等について検討し、地方公共団体が番号制度の導入及び活用にあたってのガイドラインを作成するもの。

住基ネット協議会・システム整備検討部会

《関係課》 総務省自治行政局住民制度課

《趣旨》 個人番号カードの交付方法等については、これまで住基カードを交付してきた経験を有する地方公共団体の実務者と十分に協議する必要があることから、住基ネット協議会のシステム整備検討部会等で検討を依頼するもの。

53. 番号制度にかかる研究会・検討会等－2

番号制度に係る地方税務システム検討会

《主催》 総務省自治税務局市町村税課

《H P》 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/56538.html

《趣旨》 番号制度の導入により、地方税分野においては、各種所得情報や扶養情報について、番号を用いて効率的に名寄せ・突合することが可能となり、より正確な所得把握が行えるようになることが期待されている一方、事務・手続きの簡素化、負担の軽減の観点から、情報提供ネットワークシステムを通じて社会保障分野への所得情報等の提供を行うことが想定される。このため、番号制度の導入に当たっては、約1800の地方公共団体の税務システムの改修が必要となり、各地方公共団体の実態を踏まえつつ、実務上の課題について検討を行うこととするもの。

自治体クラウド推進事業(団体間の業務データ連携に係る検討・実証)

《関係課》 総務省情報流通行政局地方情報化推進室

《H P》 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/index.html

《概要》 クラウド環境でも自治体が様々な団体との間で円滑な業務データ連携が実現できる環境を整備するため、社会保障・税の番号制度及び国民ID制度の検討に対応し、情報提供ネットワークシステムと自治体業務システムとの業務データ連携を可能とするための、連携データ項目や連携インターフェース機能等について検討・実証するもの。

ご清聴ありがとうございました。



マイナンバーの最新情報はTwitterでも
発信しています。

番号制度創設推進本部@MyNumber_PR